

アスベスト対策部会（第3回）議事次第

日時：平成17年12月12日

9：30－11：00

場所：経済産業省別館11階1111号会議室

1. 開 会

2. 議 事

- ① 前回議事要旨の確認
- ② 建築物における今後のアスベスト対策について(案)

3. そ の 他

4. 閉 会

【配付資料】

- 資料1 アスベスト対策部会委員名簿
- 資料2 第2回アスベスト対策部会議事要旨（案）
- 資料3 建築物における今後のアスベスト対策について(案)
- 資料4 「建築物における今後のアスベスト対策について（案）」の概要
- 資料5 委員からいただいた主なご意見と対応案

参考資料 アスベスト関係資料集

アスベスト対策部会委員名簿

(委員)	部会長	村上周三	慶應義塾大学教授
	部会長代理	久保哲夫	東京大学大学院教授
		櫻井敬子	学習院大学教授
		矢野 龍	住友林業(株)取締役社長
(臨時委員)		青木宏之	(社)全国中小建築工事業団体連合会副会長
		坂本雄三	東京大学大学院教授
		笹田己由	全国建設労働組合総連合住宅対策部長
		藤本昌也	(株)現代計画研究所代表取締役
		野城智也	東京大学教授
(専門委員)		合場直人	三菱地所(株)ビル事業本部ビル管理部長
		島田啓三	鹿島建設東京支店安全環境部担当部長
		富田雅行	ニチアス(株)技術本部環境管理室長
		名取雄司	中皮腫・じん肺・アスベストセンター所長 (医療法人社団ひらの亀戸ひまわり診療所)
		野口貴文	東京大学助教授
		野本孝三	東京都都市整備局市街地建築部長
		本橋健司	(独)建築研究所材料研究グループ長

(敬称略)

第 2 回アスベスト対策部会 議事要旨（案）

開催日時 平成 17 年 10 月 12 日（火）16 時 30 分～18 時 00 分
場 所 国土交通省 1 1 階特別会議室

議題

【アスベスト含有建材に関する基本的な対応方針と取り組み施策について】

- アスベスト使用については平成 18 年から全面禁止ということになるが国交省サイドでもっと早めるということを検討してもらいたい。
- 各建材メーカーが出しているアスベスト含有建材がどんなものがあるのかということ、現場の工務店等がわかっていない。全く無知という方もいる。
- 建材メーカーに対して過去にさかのぼってアスベスト含有建材名を消費者及び施工業者に自主的に情報公開するよう指導していただきたい。
- 情報公開することによって解体時の対応等も的確にできる。
- 省庁連絡会議等において国交省としても積極的に提言をしていただきたい。
- 中間処理業者や最終処分場が整備されていないため、産廃業者がアスベストを引き取ってくれない、又は法外な費用を請求されるということが日常茶飯事おきている。ここを整備しないと不法投棄が蔓延る。
- 建材の製造会社、建材名が会社によって様々。モルタル等には「無石綿製品」というものが印刷してあるが 1 % は含有しているということもあるため、製造者に対する指導が必要。
- 自主的に情報開示するような指導を是非やってほしい。
- 建材を実際に目で見てアスベスト含有の有無の判別が出来ない方が国民ばかりでなくかなりの専門家の中にもいる。
- 全ての方がアスベスト含有建材と判別できる簡易測定法を開発することが必要。
- アスベストが吹付けられた建築物は普通の違反建築物と比べると危険性が高いので従来の建築基準法のスキームでは対応できないのではないかな。遡及適用をする必要があるのではないかな。
- 吹付けアスベストについては除去の期限を切った対策が必要。
- 既存建築物が長寿命化している中で持ち主が変わり、結局最後に誰が

損をするかという状況が発生する。そういうこともどう処理してくか考えていかなければならない。

○吹付けアスベストの調査をするのは難しい。実際設計図書が残っている場合もその通りに施工されていないということは十分ある。1000㎡以上でも多いので小規模になるとますます難しくなる。

○講習会や研修会を実施することは非常に大事だが、講習できる人がしっかりしてくれないと困る。

○現場の建築士まで情報が行くような情報提供の仕組みを考えてもらいたい。

○20年、30年と続く解体、廃棄の問題がある。そこまで含めた抜本的な対策を考えないと被災者だけの対応に終わってしまう。

建築物における今後のアスベスト対策について (案)

平成17年12月

社会資本整備審議会建築分科会
アスベスト対策部会

◆目次◆

はじめに

1 建築物のアスベスト対策の現状と課題.....	3
(1)関係法令等による規制の現状と課題	
(2)建築物における実態調査の現状と課題	
(3)その他のアスベスト対策の現状と課題	
2 建築物のアスベスト対策に関する基本的な考え方.....	5
(1)建築基準法による規制の考え方	
(2)解体時等における対策の考え方	
(3)アスベスト対策の推進のための環境整備の考え方	
3 具体的な施策.....	6
(1)建築基準法による規制	
(2)吹付けアスベスト等の使用実態の把握の推進	
(3)吹付けアスベスト等以外のアスベスト含有建材の調査研究の実施	
(4)建築物の解体時の飛散防止対策の徹底	
(5)室内空気中のアスベスト繊維濃度の指標の整備	
(6)住宅性能表示制度の整備	
(7)アスベスト含有建材の除去等への支援	
(8)相談体制の整備	
(9)台帳の整備等	
(10)専門家・事業者の育成	
(11)技術開発の推進	
(12)建築物の所有者等に対する普及啓発の実施	
(13)アスベスト含有建材に関する情報収集及び提供	
(14)地震発生後の飛散防止対策を実施	

はじめに

今般のアスベスト問題は、本年6月、アスベスト建材メーカーが、従業員が肺がんや中皮腫で死亡していたこと、工場の近隣の住民や従業員の家族が中皮腫を発症・死亡していたことを公表したことが発端となっている。これまでは、アスベストに係る作業等を行う従業員には影響があっても、工場の近隣住民、従業員の家族等への影響はないと一般的に考えられていたことから大問題となったものである。

中皮腫の潜伏期間は35年前後といわれる。今から35年前の昭和45年当時は、大量のアスベストが使用されていたことを考えると、今後、被害者が増大するおそれがある。また、アスベストの9割は建材で使用されており、建築物の解体時に建材からアスベストの繊維が飛散するおそれがある。

さらに8月、大阪府内の文具店の店主が中皮腫で死亡していたことが公表された。文具店の2階に吹付けアスベスト（青石綿）が露出していたことが原因ではないかといわれている。建築物に使用されている吹付けアスベストが原因で死亡したケースはこれまで知られていなかったが、吹付けアスベストは劣化によりアスベスト繊維を飛散させるおそれがあることから、早急な対策が求められている。

こうした中、本年8月に社会資本整備審議会建築分科会にアスベスト対策部会が設置され、9月より3回にわたり、建築基準法令におけるアスベスト建材の規制のあり方等について議論を行い、このたび「建築物における今後のアスベスト対策について」としてとりまとめた。国土交通省をはじめとする関係団体、関係者には、この「建議」を踏まえ、責任をもって建築物のアスベスト対策に取り組んでいただくことを強く求める。

1 建築物のアスベスト対策の現状と課題

(1)関係法令等による規制の現状と課題

アスベストは、不燃性、耐熱性、耐腐食性に優れ、これを含有する建材は耐火被覆や耐熱のための吹付け材として柱やはりなどに、石綿スレート等の成型品として屋根や壁などに使用されてきた。

アスベストは、繊維として空気中に浮遊した状態にあると危険であるといわれ、これまでアスベストを扱う労働者の安全を確保する観点から、労働安全衛生法令により、アスベスト建材について段階的に規制が行われてきたところである。具体的には、

○昭和50年にアスベスト含有量5%を超える吹付け材の規制

○平成7年に有害性の高いアスベスト（青石綿、茶石綿）の製造、使用等の禁止

○平成16年にその他のアスベスト（白石綿等）の含有量1%を超える建材の製造等の禁止

○平成17年7月に労働者を就業させる建築物について、吹付けアスベストの劣化等によりアスベスト繊維が飛散するおそれがあるときは、除去等の措置を講じるよう事業者に義務づけ（石綿障害予防規則）

等の措置が講じられてきた。

また、業界の自主規制により、

○昭和55年にアスベスト含有吹付けロックウール（乾式）の使用中止

○平成元年にアスベスト含有吹付けロックウール（湿式）の使用中止

等の取り組みが行われてきている。

なお、建築基準法においては、このように労働安全衛生法令により対策が講じられてきたことから、これまで建築基準法令では明確な使用禁止措置は講じていないが、

○昭和62年に鉄骨の柱やはりに用いる吹付けアスベストを耐火構造の規定から削除

○平成16年に石綿スレート等を不燃材料、防火構造等の規定から削除

等の措置が講じられている。

しかしながら、これらの規制だけでは、既に製造されたアスベスト建材については、リユースが可能とされていることや、労働安全衛生法令では職域のみを対象としており共同住宅などは除かれていることなどが課題となっている。

(2)建築物における実態調査の現状と課題

昭和63年、建設省（当時）は、各地方公共団体に対し、昭和31年から昭和49年までに施工された多数の者が利用する民間建築物における吹付けアスベストの実態調査及び飛散防止措置の指導を要請した。約2万棟を対象に調査が行われ、うち約2千棟に吹付けアスベストが使用されているというものであ

った。

また、今般のアスベスト問題を踏まえ、本年7月以降、各省庁により実態調査が順次行われてきている。国土交通省においても、各地方公共団体に対し、改めて、民間建築物に関する実態調査及び飛散防止措置の指導を要請している。なお、今般の調査は、昭和63年時点と調査対象が若干異なり、アスベスト含有吹付けロックウールの調査対象への追加、対象建築物の拡大（建築年について平成元年までに延長すること及び多数利用の建築物だけでなく1000㎡以上の建築物全てを対象とすること）が行われている。10月25日現在の報告では、約25万棟について調査したところ、所有者等からの報告があった約16万棟のうち、約1万3千棟において露出して吹付けアスベスト又はアスベスト含有吹付けロックウールが使用されているとの結果であった。

しかしながら、今般の調査は緊急に行われたものであり、吹付けアスベスト等が使用されている部分や劣化の状況等までは調査しておらず、今後の指導等を行うための資料としては十分とはいえない。

また、この実態調査や飛散防止対策の指導等は、建築行政上は法的根拠のない任意の行政指導として行われている。国民の健康保護のためには、建築行政の観点から、特定行政庁（建築主事等をおく地方公共団体）による法律に基づく調査や改善命令等を可能とする仕組みを整備することが課題となっている。

(3)その他のアスベスト対策の現状と課題

昭和63年に、建設省（当時）により、吹付けアスベストからの粉じんの飛散防止のため、（財）日本建築センターの協力を得て技術指針が策定され、講習会を通じて普及啓発が行われた。しかしながら、技術指針の策定から約17年経過し、この間に関係法令の改正や技術開発等が行われたことを考えると、必要な見直しを行うことが課題となっている。

また、今般のアスベスト問題を踏まえ、各地の保健所等で健康相談等が行われている。しかしながら、アスベストに関する相談内容は多岐にわたり、アスベストや建築に関する専門知識がないと対応できない場合が想定されることがから、建築物のアスベスト対策に関する相談を受け付ける窓口を設置することが課題となっている。

この他、アスベストの除去等に要する費用に対する支援制度の整備、調査や除去等に携わる専門家・事業者の育成、空気中のアスベスト繊維濃度を簡易に測定する方法等の技術開発、建材メーカーが過去に製造したアスベスト含有建材の名称等の情報開示、地震発生時のアスベストの飛散防止対策等を講じることが課題となっている。

2 建築物のアスベスト対策に関する基本的な考え方

(1) 建築基準法による規制の考え方

アスベストについては、この量であれば暴露を受けたとしても健康への有害な影響を受けないであろうという閾値（いきち）が存在しない。このことから、建築物においては、アスベストを少しでも飛散させないようにすることが必要である。

従って、建築物においては、アスベスト繊維を飛散させるおそれがないものを除き、全てのアスベスト含有建材の使用を禁止することとすべきである。これにより、増改築時には、少なくとも当該増改築を行う建築物の部分において、アスベスト含有建材の除去等が行われるよう措置すべきである。

また、現在の知見では、通常の使用状態で繊維の発散が懸念される建材として、吹付けアスベスト及びアスベスト含有吹付けロックウール（以下「吹付けアスベスト等」という。）が知られている。これらの建材について、劣化等によりアスベスト繊維の飛散のおそれがある場合には、除去、封じ込め等の飛散防止対策を行わせるため必要な報告聴取や飛散防止対策を実施するよう勧告・命令等を行うことができるようにすべきである。

なお、吹付けアスベスト等以外のアスベスト含有建材（パーライト吹付け、ひる石吹付け、保温材、成型品等）については、劣化によるアスベスト繊維の飛散に関し十分な知見が少ないため、各種文献、製造者からの資料・情報の収集、飛散状況等に係る調査・研究を早急を実施することとし、その結果、建築物の通常の使用状態における飛散防止対策が必要となった建材については、使用実態の把握、建築基準法令による規制等を行うことが必要である。

(2) 解体時等における対策の考え方

解体時における飛散防止対策のためには、労働安全衛生法、大気汚染防止法等の関係法令遵守の徹底が不可欠であり、国土交通省は、今後とも、関係団体等に対し法令遵守について徹底を図ることが必要である。

(3) アスベスト対策の推進のための環境整備の考え方

アスベスト含有建材の実態調査、除去等の対策が適切に行われるよう、除去等の費用に対する支援策の整備、アスベスト含有建材に関する情報提供、調査・対策マニュアルの整備、相談・調査体制の整備、専門家・事業者の育成、技術開発（評価手法・体制の整備等を含む）等を進めることが必要である。

また、住宅所有者等に対する的確な情報提供と不安解消のため、住宅の室内

空気中のアスベスト繊維濃度の測定結果の表示の仕組みなどの整備が必要である。

3 具体的な施策

(1) 建築基準法による規制

建築基準法では、衛生上の観点から、平成14年の改正によりシックハウス対策としてホルムアルデヒドを発散する建材の使用の制限や防蟻剤であるクロルピリホスの使用禁止等の措置を講じている。このシックハウス対策について一定の成果を上げていることを考えると、建築基準法による規制等はたいへん有効であると考えられる。

このため、国土交通省は、建築基準法において、アスベスト繊維を飛散させるおそれがないものを除き、全てのアスベスト含有建材の使用を禁止すべきである。特に、露出して使用されている（空調経路などに露出している場合を含む）吹付けアスベスト等については、除去、封じ込め等の飛散防止対策が行われるよう、勧告、命令等を行う制度を整備する必要がある。

これにより、既存建築物全般について次の①から④の措置が講じられることとなり、所有者は常にアスベストを適法な状態に維持する責務が生じることとなる。なお、定期報告制度の対象となる建築物の範囲を拡大することも重要である。

① 増改築時等における除去等

既存建築物の増改築等を行う際に、アスベスト含有建材の除去、封じ込め又は囲い込みが義務化されること。

② 勧告・命令

アスベスト含有建材が使用されている建築物において、アスベスト含有建材の劣化がみられる場合等において、特定行政庁がアスベストの飛散防止措置を勧告、是正命令等を行うができるようになること。

③ 報告聴取・立ち入り検査

アスベスト含有建材の使用状況、劣化状況等に関し、特定行政庁が報告聴取及び必要に応じた立ち入り検査を行うことができること。

④ 定期調査報告と閲覧

定期調査報告制度により、多数の者が利用する建築物等についてはアスベスト含有建材の飛散防止措置の状況について報告が義務づけられ、その報告の内容が特定行政庁において一般の閲覧に供されることになること。

(2) 吹付けアスベスト等の使用実態の把握の推進

今後、現在の概要調査を継続し一定のとりまとめを行うとともに、関係機関と連携し、詳細な吹付けアスベスト等の実態調査を行うことが必要である。具体的には、

- ①本年調査を実施した建築物について、吹付けアスベスト等が使用されている部分、その用途等の詳細な状況
- ②室内には露出していないが、空調経路等に露出し飛散の可能性のある建築物の実態
- ③小規模な建築物（1000㎡未満のもの）における吹付けアスベストの使用状況

についても調査を行うべきである。

この場合、小規模な建築物を含むと、吹付けアスベスト等について、推定約200万棟（平成元年頃までの木造等を除く民間の非住宅建築物及び共同住宅数（推計））が調査対象になり、スクリーニング（ふるい分け）の方法や調査体制確保が課題となる。このため、調査マニュアルの作成、調査員に対する研修の実施、相談体制の整備等調査環境の整備が不可欠である。

また、吹付けロックウールについては、目視でアスベストの含有の有無を判断することは困難で、X線回折分析等を行うことが必要であり、分析機関に分析依頼が殺到している現状を考慮すると、不特定多数者が利用する建築物、規模の大きい建築物など、緊急性の高いものから順次実施するようにすることが必要である。

なお、将来の解体等に備え、囲い込み等を措置した吹付けアスベスト等についても、定期調査報告制度等において調査、把握を進めることが必要である。

また、公共建築物については、吹付けアスベスト等の調査結果を公表するとともに、期限を定めて計画的に除去することが必要である。

(3)吹付けアスベスト等以外のアスベスト含有建材の調査研究の実施

吹付けアスベスト等以外のアスベスト含有建材については、アスベスト繊維の飛散性等に関して十分な知見がない。国土交通省は、これらのアスベスト含有建材の飛散性、含有量等に関し、各種文献、製造者等から資料を収集するとともに、これらのアスベスト含有建材が使用されている居室等における室内空气中のアスベストの繊維の濃度の実態調査を実施することが必要である。

実態調査については、関係機関と連携し、建築物に使用されているアスベスト含有建材（パーライト吹付け、保温材、成型品等で比較）ごとに、通常時、解体時、リフォーム時におけるアスベスト繊維の飛散状況、アスベスト建材の劣化に伴う飛散状況、吹付けアスベスト等の封じ込め効果の持続性等の調査・

研究を行うことが必要である。

これらの調査・研究により、アスベスト繊維を飛散させるおそれがあることが明らかになった建材については、使用実態調査を行い、使用実態を把握するとともに、飛散防止対策について検討する必要がある。

(4)建築物の解体時の飛散防止対策の徹底

解体工事については、他法令（労働安全衛生法令、大気汚染防止法令等）で工法、届け出手続き等が規定されている。現在、大気汚染防止法では、届出対象工事である「吹付けアスベスト等が50平方メートル以上施工された500平方メートル以上の建築物」について、規模の見直し、吹付け以外の含有建材を含む建築物の解体について、規制対象とすること等の検討が行われている。これらの動きと連携し、法令遵守の徹底を図ることが必要である。

(5)室内空気中のアスベスト繊維濃度の指標の整備

シックハウス対策については、厚生労働省において、健康影響の観点から室内濃度指針値が定められており、これを下回るようにするために建築基準法による規制措置等が講じられているところである。

アスベスト繊維の濃度の基準については、労働環境の基準（150本/L）や大気汚染防止法でアスベスト工場等の敷地境界基準（10本/L）はあるものの、室内環境についての基準はない。

しかしながら、健康影響の観点からの一定の指標の設定が課題であり、室内空気中のアスベスト繊維濃度指針等の設定が望まれる。

今後、建築基準法に基づき特定行政庁が飛散防止対策について命令を行う場合や、住宅性能表示制度による濃度測定結果を所有者等が評価する際には、そのための判断指標が必要である。シックハウス対策における総揮発性有機化合物(TVOC)の暫定目標値は、毒性学的知見にはよらず、国内家屋の実態調査の結果から、合理的に達成可能な限り低い範囲で決定された値であり、室内空気質の状態の目安とされている。こうしたことも参考に、健康影響の観点からの指標の設定が困難であれば、室内空気質の状態の目安として暫定的な指標を定めることも検討すべきである。

(6)住宅性能表示制度の整備

住宅性能表示制度では、シックハウス対策として、化学物質の室内濃度測定結果や建材の使用状況について表示を実施しているところである。共通の基準のもと評価・表示することができるようにするため、この制度において既存住

宅の室内空気中のアスベスト繊維の濃度の測定や吹付けアスベスト等の使用状況を表示する仕組みを整備する必要がある。

(7)アスベスト含有建材の除去等への支援

吹付けアスベストの除去に要する費用は、その除去面積によって異なるが、その規模によって1㎡当たり5千円～3万5千円を要するとのデータがあり、アスベストの除去等にはかなりの経費がかかり、除去等が進まない要因の一つとなっており、適切な除去等の対策を行うためには、支援制度の整備が必要である。

このため、建築物におけるアスベストの除去等の費用について、国土交通省は地方公共団体と連携し、地域住宅交付金など既存の制度の活用も含め、支援制度を緊急に構築することが必要である。

(8)相談体制の整備

建築物に係るアスベスト対策について所有者等からの問い合わせに適切に対応できるよう、国土交通省は、関係機関等の協力を得て「アスベスト相談マニュアル」を作成し、全国の地方公共団体、保健所、消費生活センター、建築住宅センター、関係機関等に配布するなど相談体制の整備・充実を図るべきである。また、相談に対応する職員等に対し、十分な研修を行うべきである。

(9)台帳の整備等

建築物におけるアスベストの実態調査については、昭和63年に地方公共団体において実施されているものの、文書の保存期限の経過等により調査結果が残っていない場合が多い。

今後、アスベストの実態調査の結果については、調査を実施した地方公共団体で適切に情報を管理し、今後の適切な維持管理、除去、解体時の対応等の状況を把握できるよう、台帳の整備を進めることが必要である。

(10)専門家・事業者の育成

建築士会等関係団体と協力し、建築士等に対して、アスベストの調査方法、除去方法等に関する講習会や研修会を積極的に実施すべきである。また、住宅生産者に対して、労働安全衛生法令等を周知するなど法令順守の徹底を図るべきである。

なお、(社)住宅生産団体連合会においては、一般への広報、低層住宅石綿取扱ガイドの配布及び解体業務従事者向けの特別教育実施についての支援

(CD-ROM 教材、講師養成)を行っており、今後とも継続的に実施することが重要である。

(1 1)技術開発の推進

アスベスト含有建材を簡易に判別できる方法、室内空気中のアスベスト繊維濃度を簡易に測定する方法、適切かつ安価にアスベストを除去する方法等の開発が求められており、関係省庁等と連携して技術開発を推進し、優れた技術の普及を図る必要がある。

(1 2)建築物の所有者等に対する普及啓発の実施

国及び地方公共団体は、パンフレットの作成、広報等を通じて、所有者等に普及啓発を行い、適切な吹付けアスベスト等の除去等や、適切な解体工事等が行われるようにする必要がある。

また、所有者等が、建築物における吹付けアスベスト等の有無や劣化状況について、簡単なチェックを行い、専門家に相談する契機となるようパンフレット等を整備する必要がある。

(1 3)アスベスト含有建材に関する情報収集及び提供

建設業者や建築物所有者等が、増改築や解体時等において、使用されている建材に係るアスベスト含有状況に関する情報を把握できるよう、国土交通省は関係省庁と連携して、建材メーカーが過去に製造したアスベスト含有建材の種類、名称、製造時期等の情報開示及び建築士・施工者等への周知等を行う必要がある。

(1 4)地震発生後の飛散防止対策を実施

アスベスト含有建材を使用している建築物が地震により被害を受けた場合には、アスベスト繊維が飛散するおそれがある。このため、国土交通省は、建築物の耐震化の促進を図り、建築物ができる限り被害を受けないような対策を講じていく必要がある。

また、関係団体と協力して、地震発生後に行う応急危険度判定において、地震により被害を受けた建築物について、アスベストの飛散危険性の判定を併せて実施することを検討する必要がある。

「建築物における今後のアスベスト対策について（案）」の概要

1 建築基準法による規制等

- 建築基準法において、飛散のおそれのあるアスベスト含有建材の使用を禁止し、増改築時における除去等の義務づけ、飛散防止対策についての勧告・命令、報告聴取・立入調査の実施、定期報告制度による閲覧等を行うことができるようにすべき。

2 解体時等における飛散防止

- 解体時の飛散防止対策のため関係団体等に対し法令遵守を徹底すべき。
- 地震発生後の飛散防止対策のため、応急危険度判定において、アスベストの飛散危険性の判定も実施することを検討することが必要。

3 調査・研究・技術開発等

- 現在実施中の吹付けアスベストの実態調査のとりまとめとともに、調査マニュアルの作成、調査員に対する研修等を行ったうえで追加の実態調査が必要。
- アスベスト繊維の飛散に関し知見の少ない建材については、早急に調査・研究を実施することが必要。
- アスベスト含有建材を簡易に判別できる方法等の技術開発を推進し、優れた技術は普及を図ることが必要。
- 室内空気中のアスベスト繊維濃度の指標の整備が望まれる。

4 環境整備

- 吹付けアスベスト等の除去等の費用について支援制度を検討することが必要。
- 住宅性能表示制度において、室内空気中のアスベスト繊維の濃度測定や吹付けアスベスト等の使用状況を表示する仕組みを整備することが必要。
- 建築物の所有者等からの問い合わせに対応するための相談体制を整備すべき。
- アスベストの調査方法、除去方法等について講習会・研修会を実施し、専門家・事業者の育成を図るべき。
- 普及啓発により、適切な除去等や解体工事が行われるようにすることが必要。
- 関係省庁と連携して建材メーカーが過去に製造したアスベスト含有建材に関する情報開示を行うことが必要。
- 吹付けアスベストの実態調査結果について、地方公共団体が今後の適切な維持管理、解体時の対応等に活用できるよう台帳の整備が必要。

「建築物における今後のアスベスト対策について（案）」の概要

背景

アスベスト工場の従業員が中皮腫で死亡していたことを公表（17年6月）

また、工場の近隣住民や従業員の家族が中皮腫を発症・死亡
これまでは近隣や家族への影響はないというのが通説。 **家族・近隣住民**

さらに、文具店の店主が中皮腫で死亡していたことが公表（17年8月）
文具店の2階に吹付けアスベストが露出して使用。建材由来の症例は初めて。

建築物

吹付けアスベスト等の実態調査

民間建築物	12,718棟※1（10月28日）
社会福祉施設	245施設※2（11月29日）
病院	324施設※2（11月29日）
学校施設等	771機関※2（11月29日）
公共建築物	6,617箇所※1（11月29日）

※1：露出した吹付けアスベスト等がある建築物数又は箇所数

※2：吹付けアスベスト等があり、ばく露のおそれのある場所を有する施設数又は機関数（福祉施設及び病院は、飛散防止対策済みの数を含む）



吹付けアスベスト



アスベスト含有
吹付けロックウール

写真提供：中皮腫・じん肺・アスベストセンター

アスベスト対策部会の建議

社会資本整備審議会建築分科会にアスベスト対策部会を設置（8月）
9月より部会を3回開催。12月に建議としてとりまとめ

建築基準法による規制等

○飛散のおそれのあるアスベスト含有建材の使用を禁止

①増改築時における除去等を義務づけ

※成型品、封じ込め又は囲い込みを行った吹付けアスベスト等は規制の対象外

②アスベスト繊維の飛散のおそれがある場合に勧告・命令等を実施

※吹付けアスベスト、成型品等が劣化して飛散のおそれがある場合など

③報告聴取・立入調査を実施

④定期報告制度による閲覧に供する仕組みを整備

解体時等における飛散防止

○（解体時）関係法令遵守を徹底

○（地震発生時）応急危険度判定におけるアスベストの飛散危険性の判定

調査・研究・技術開発等

○調査研究、技術開発の推進

○室内空気中のアスベスト繊維濃度の指標の整備

環境整備

○吹付けアスベスト等の除去費用に対する支援制度等の整備

○住宅性能表示制度における表示制度の整備

○相談体制の整備、専門家・事業者の育成、普及啓発、情報提供

○調査マニュアルの作成、調査員の研修 ➡ 詳細な実態調査

委員からいただいた主なご意見と対応案

意見 1

P 6 3 具体的な施策 (1) 建築基準法による規制

全てのアスベスト含有建材を使用禁止とすると、増改築等を行う際に全てのアスベスト含有建材の除去等が必要となり、実際には不可能ではないか。(前回までの部会の議論では、規制対象は吹付けアスベスト等であり、その他のアスベスト含有建材については調査研究により、アスベスト繊維が飛散するおそれのあるものは規制対象に追加すべきというものであった) というご意見をいただきました。

建築基準法での規制対象は、アスベスト繊維の飛散のおそれのある吹付けアスベスト等を対象とすべき、とのこれまで部会での議論を踏まえ、

「このため、国土交通省は、建築基準法において、アスベスト繊維を飛散させるおそれがないものを除き、全てのアスベスト含有建材の使用を禁止すべきである。」

と修正しています。

意見 2

P 6 3 具体的な施策 (1) 建築基準法による規制 ①増改築時等における除去等

「除去等」の「等」についての定義を明確にするべきである。(特定行政庁により運用の場面で異なる指導をされる可能性があるため) というご意見をいただきました。

「等」は封じ込め、囲い込みを考えています。事務局案では「既存建築物の増改築等を行う際に、アスベスト含有建材の除去、封じ込め又は囲い込みが義務化されること。」と修正しています。

意見 3

P 6 3 具体的な施策 (1) 建築基準法による規制 ①改築時における除去等

既存建築物の「アスベスト含有建材」について、いまだその実態把握が十分といえず、何を除去すればいいかが不明の状況である。アスベスト対策の推進の

ための「環境整備」が同時に必要なので、目標感を示すことが重要である。
というご意見をいただきました。

事務局案は、まずは、吹付けアスベスト等について建築基準法の規制対象とし、除去、封じ込め又は囲い込み等の対策を早急に行い、それ以外の建材については調査研究を進めたうえで必要な対策を行うこととしています。

また、環境整備としては、３（２）で吹き付けアスベスト等の使用実態の把握を推進するとともに、相談体制等の整備、専門家・事業者の育成等のアスベスト対策の総合的な環境整備を推進してまいります。

意見４

P 9 3 具体的な施策 （１０）専門家・事業者の育成

建築士会をはじめ建築関係諸団体の協力を得て建築士等に対して、アスベストの調査方法、除去方法等に関する講習会や研修会を積極的に実施すべきである。
というご意見をいただきました。

これを踏まえ事務局案では、

「建築士会等関係団体と協力し、建築士等に対して、アスベストの調査方法、除去方法等に関する講習会や研修会を積極的に実施すべきである。」
と修正しています。

意見５

P 10 3 具体的な施策 （１１）技術開発の推進

「アスベスト含有建材の劣化に伴う飛散量の変化を予測できる手法の開発」及び吹付け「アスベストの封じ込め効果の継続性の評価」の追加を考慮されたい。
というご意見をいただきました。

これを踏まえ、事務局案としては、まずは基礎的な調査が必要であると考え、P 7の３（３）において

「実態調査については、関係機関と連携し、建築物に使用されているアスベスト含有建材（パーライト吹付け、保温材、成型品等で比較）ごとに、通常時、解体時、リフォーム時におけるアスベスト繊維の飛散状況、アスベスト建材の劣化に伴う飛散状況、吹付けアスベスト等の封じ込め効果の持続性等の調査・研究を行うことが必要である。」
と修正しています。

アスベスト対策部会（第3回）

参考資料

資料集

アスベスト関係資料集

石綿について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P. 1
建築物においてアスベストが含まれると考えられる施工部位・・・・・・・・	P. 3
労働安全衛生法令による規制（厚生労働省パンフレット）・・・・・・・・	P. 4
石綿（アスベスト）処理費用の過去3年施工実績データ・・・・・・・・	P. 9
石綿に係る大気汚染防止法の規制等について・・・・・・・・	P. 10
アスベスト製品の建築基準法上の取り扱いについて・・・・・・・・	P. 13
住宅性能表示制度について・・・・・・・・	P. 22
住宅性能表示制度アスベスト対策のイメージ・・・・・・・・	P. 24
民間建築物における吹付けアスベストに関する調査について・・・・・・・・	P. 25
民間建築物・公共建築物の吹付けアスベストに関する調査結果の取扱い について・・・・・・・・	P. 34
吹付けアスベスト等の損傷等によるばく露防止対策の徹底のための都道府県労働局 との連携について・・・・・・・・	P. 35
吹付けアスベスト等に関する実態調査結果・・・・・・・・	P. 39
吹付けアスベスト等の有無の確認方法について・・・・・・・・	P. 49
建設工事を実施する上での石綿の取扱について・・・・・・・・	P. 50
建設業におけるアスベスト被害の実態把握について・・・・・・・・	P. 51
石綿（アスベスト）問題に対する政府の対応・・・・・・・・	P. 52
国土交通省の石綿（アスベスト）問題に対する対応・・・・・・・・	P. 53

アスベスト対策関係予算要求一覧 P.54

住宅・建築物等におけるアスベスト関係事項 P.58

アスベスト対策の主な経緯 P.59

I 石綿について

(厚生労働省労働基準局作成)

1. 石綿の種類

	分類	石綿名	備考
石綿	蛇紋石系	クリソタイル（白石綿）	建材等の製品については労働安全衛生法に基づき製造・輸入等禁止
	角閃石系	クロシドライト（青石綿）	労働安全衛生法に基づき製造・輸入等禁止
		アモサイト（茶石綿）	
		アンソフィライト	他の石綿の鉱床中に不純物として含まれる 日本国内の産業界で使用されていない 建材等の製品については労働安全衛生法に基づき製造・輸入等禁止
		トレモライト	
		アクチノライト	

2. 石綿の有害性

石綿粉じんを吸入することにより、主に次のような健康障害を生じるおそれがある。

● 石綿肺

肺が線維化してしまう肺線維症（じん肺）という病気の一つである。肺の線維化を起こすものは他の鉱物性粉じん等多くの原因があるが、石綿のばく露によって起きた肺線維症を特に石綿肺として区別している。

● 肺がん

肺胞内に取り込まれた石綿繊維の主に物理的刺激により肺がんが発生するとされている。発がん性の強さは、石綿の種類により異なる他、石綿の太さ、長さにも関与する。

● 悪性中皮腫

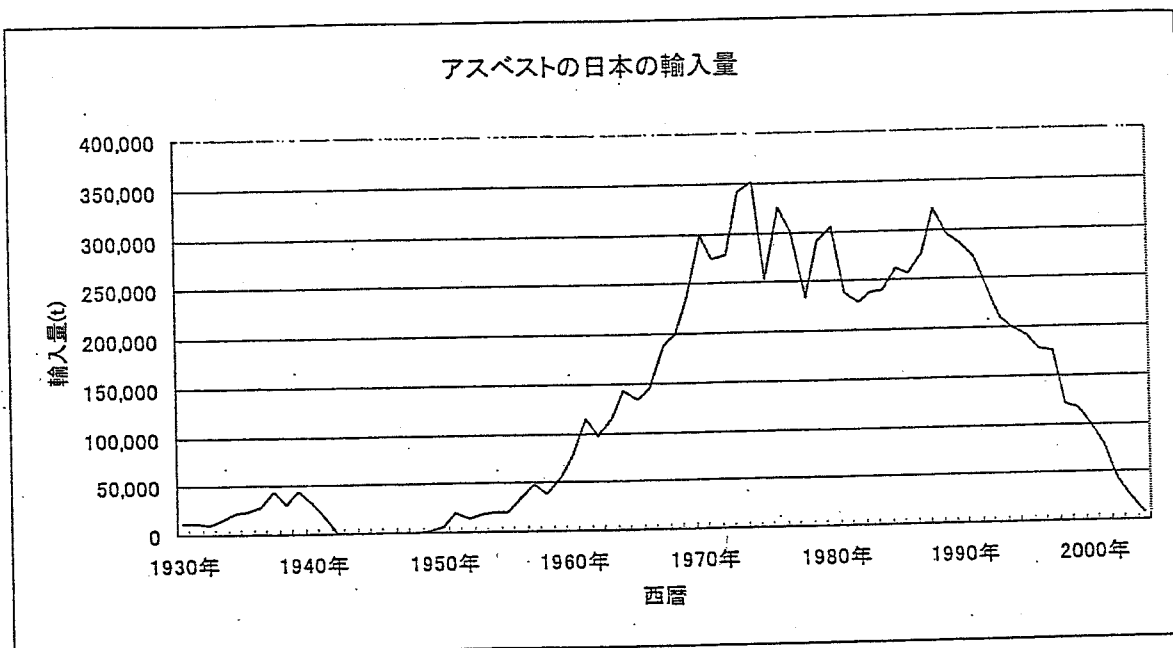
肺を取り囲む胸膜や、肝臓や胃などの臓器を囲む腹膜等にできる悪性の腫瘍である。

Ⅱ 石綿の使用状況

(1) 輸入量

日本の石綿輸入量は1960年代より増加し、1974年の35万トンを超えて最高に年間約30万トン前後で推移してきたが、1990年代から年々減少傾向にあり、2002年は4万3千トンとなっている。2004年の輸入量は8千トンであり、前年比67%減となっている。

日本への主な輸入元は、カナダ(65.7%)、ブラジル(19.5%)、ジンバブエ(10.8%)である(2004年)。



(財務省貿易統計)

(2) 石綿品の用途

石綿の使用量のうち9割以上が建材に使用されており、その他、化学プラント設備用のシール材、摩擦材等の工業製品等に使用されている。

(なお、アモサイト及びクロシドライトについては平成7年4月1日よりすべての製品の製造等が禁止、その他の石綿については平成16年10月1日より建材、摩擦材、接着剤の製造等が禁止されている。)

製品の種類		主な用途
建材	押出成形セメント板	建築物の非耐力外壁及び間仕切壁
	住宅屋根用化粧スレート	住宅用屋根
	繊維強化セメント板(平板)	建築物の外装及び内装
	繊維強化セメント板(波板)	建築物の屋根及び外壁
	窯業系サイディング	建築物の外装
	石綿セメント円筒	煙突
非建材	断熱材用接着剤	高温下で使用する工業用断熱材同士の隙間を埋める接着剤
	耐熱、電気絶縁板	配電盤等
	ジョイントシート	配管又は機器のガスケット
	シール材	機器等の接続部分からの流体の漏洩防止用の詰物
	その他の石綿製品	工業製品材料(石綿布等)、ブレーキ(摩擦材)

建築物においてアスベストが含まれると考えられる施工部位

1. 吹付け材（鉄骨の柱、梁など）

○吹付けアスベスト（1975年まで）

○アスベスト含有吹付けロックウール（1989年まで）

2. 内装材（壁、天井）

○石綿含有ロックウール吸音天井板（1987年まで）

○けい酸カルシウム板第一種（1994年まで）

○スレートボード、パルプセメント（2004年まで）

3. 耐火間仕切り

○けい酸カルシウム板第一種（1994年まで）

4. 床材

○ビニール床タイル（1986年まで）

○フロア材（1990年まで）

○押出成形品（2004年まで）

5. 外装材（外壁、軒天）

○けい酸カルシウム板第一種（1994年まで）

○窯業系サイディング、スラグせっこう板（2004年まで）

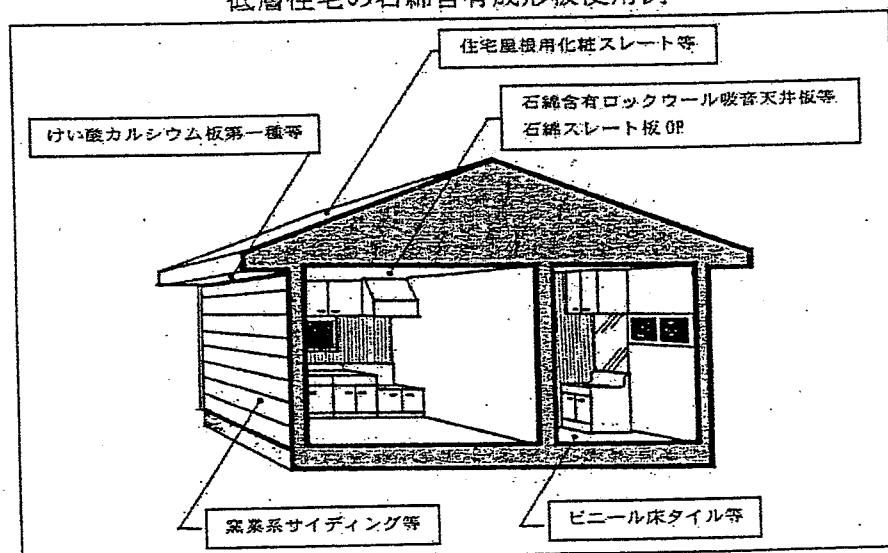
6. 屋根材

○住宅屋根化粧スレート（2004年まで）

7. 煙突材

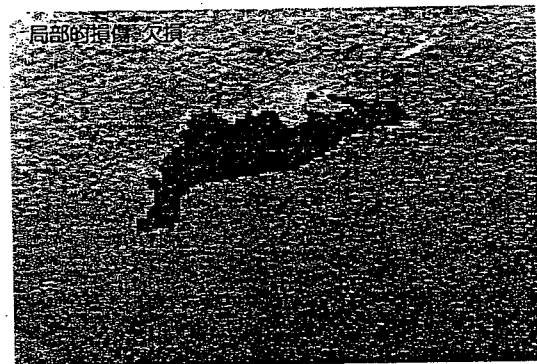
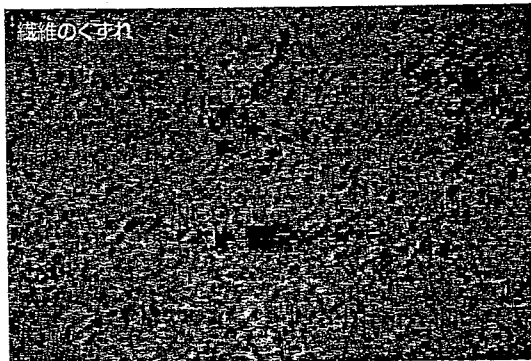
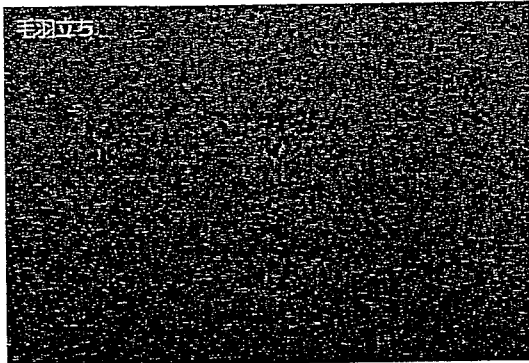
○石綿セメント円筒（2004年まで）

低層住宅の石綿含有成形板使用例



建築物に吹き付けられた石綿の管理 石綿則第10条関係

- (1) 事業者は、その労働者を就業させる建築物に吹き付けられた石綿が損傷、劣化等によりその粉じんを発散させ、労働者がその粉じんにはく露するおそれがあるときは、当該吹付け石綿の除去、封じ込め、囲い込み等の措置を講じなければなりません。
- (2) 事務所又は工場の用に供される建築物の貸与者は、当該建築物の貸与を受けた2以上の事業者が共用する廊下の壁等に吹き付けられた石綿等が損傷、劣化等によりその粉じんを発散させ、労働者がその粉じんにはく露するおそれがあるときは、(1)と同様の措置を講じなければなりません。



(引用:「既存建築物の吹付けアスベスト粉じん飛散防止処理技術指針・同解説」、日本建築センター)

除去

除去とは、吹付け石綿を全部除去して、他の非石綿建材に代替する方法をいいます。この方法は吹付け石綿からの発じん防止の方法として効果的であり、損傷、劣化の程度の高いもの(脱落・繊維の垂れ下がりが多いもの等)、基層材との接着力が低下しているもの(吹付け層が浮き上がっているもの等)、振動や漏水のあるところに使われているもの等は、完全に除去することが必要です。

封じ込め

封じ込めとは、吹付け石綿の表面に固化剤を吹き付けることにより塗膜を形成する(塗膜性封じ込め処理=表面固化形)、吹付け石綿の内部に固化剤を浸透させ、石綿繊維の結合力を強化する(浸透性封じ込め処理=浸透固化形)ことにより吹付け石綿からの発じんを防止する方法をいいます。

囲い込み

囲い込みとは、石綿が吹き付けられている天井、壁等を非石綿建材で覆うことにより、石綿粉じんを室内等に発散させないようにする方法をいいます。

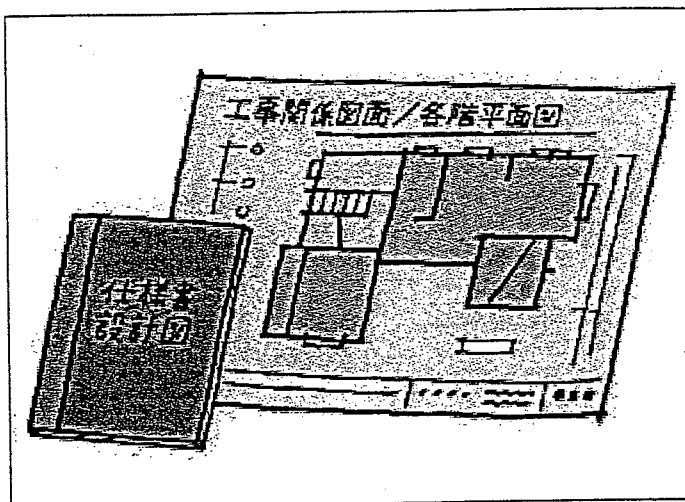
建築物の解体工事等の発注時における措置

建築物又は工作物の解体、改修等の工事を発注する場合は、直接工事を行う事業者はその労働者への石綿のばく露を防止するための措置を講ずることが義務付けられているとともに、工事の発注者も次のことに配慮しなければなりません。

1 情報の提供

石綿則第8条関係

建築物等の解体工事等の発注者は、工事の請負人に対し、当該建築物等における石綿含有建材の使用状況等（設計図書等）を通知するよう努めなければなりません。



2 工期、経費等の条件

石綿則第9条関係

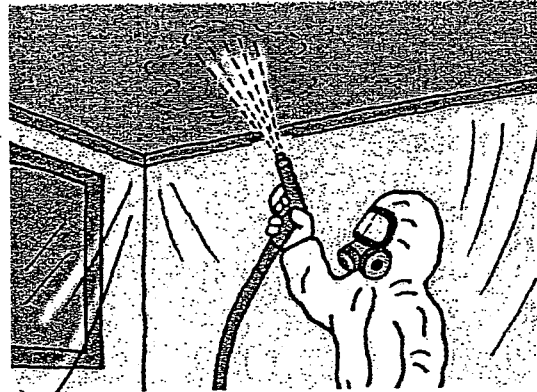
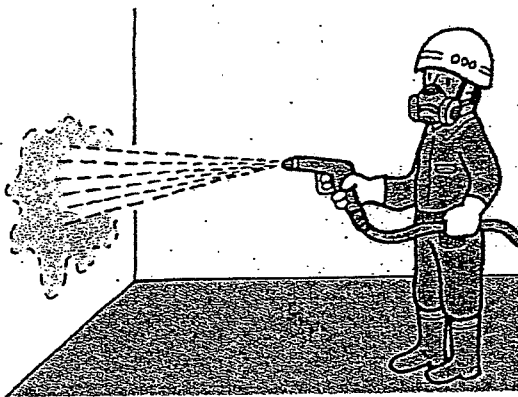
建築物等の解体工事等の注文者は、作業を請け負った事業者が、契約条件等により石綿による健康障害防止のため必要な措置を講ずることができなくなることを防ぐため、解体方法、費用等について、労働安全衛生法及びこれに基づく命令の遵守を妨げないように配慮しなければなりません。



このパンフレットに関するお問い合わせは、最寄りの都道府県労働局または労働基準監督署までお願いします。

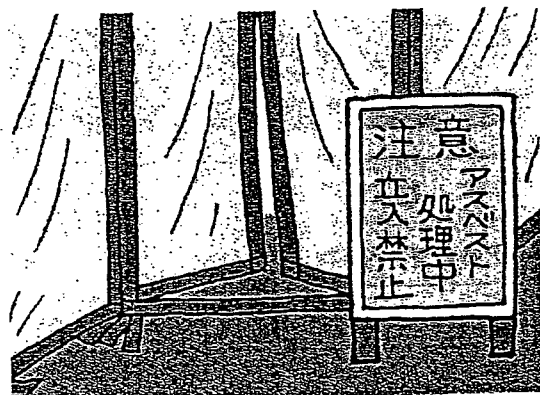
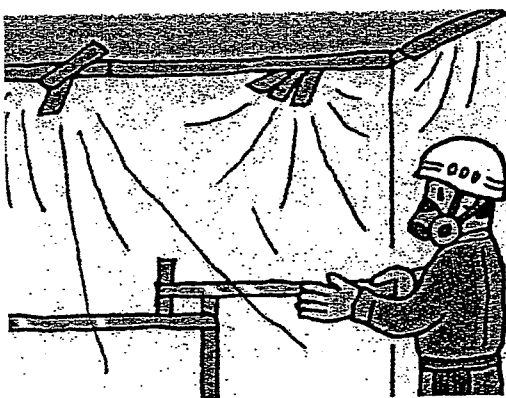
湿潤化 石綿則第13条関係

石綿を含む建材等の解体等をするときは、それらを湿潤なものとしなければなりません。



隔離・立入禁止等 石綿則第6条、第7条、第15条関係

- (1) 吹付け石綿の除去を行うときは、当該作業場所をそれ以外の作業場所から隔離しなければなりません。
- (2) 石綿含有の保温材、耐火被覆材、断熱材の解体等の作業を行うときは、当該作業に従事する労働者以外の者が立ち入ることを禁止し、その旨を表示しなければなりません。
また、特定元方事業者は、関係請負人への通知、作業の時間帯の調整等必要な措置を講じなければなりません。
- (3) その他の石綿を使用した建築物等の解体等の作業においても、関係者以外の者が立ち入ることを禁止し、その旨を表示しなければなりません。



注文者の配慮 石綿則第9条関係

建築物等の解体工事等の注文者は、作業を請け負った事業者が、契約条件等により必要な措置を講ずることができなくなることはないよう、解体方法、費用等について、法令の規定の遵守を妨げるおそれのある条件を付さないよう配慮しなければなりません。

製造、使用等の禁止に関する規定

労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）

第五十五条 黄りんマツチ、ベンジジン、ベンジジンを含有する製剤その他の労働者に重度の健康障害を生ずる物で、政令で定めるものは、製造し、輸入し、譲渡し、提供し、又は使用してはならない。ただし、試験研究のため製造し、輸入し、又は使用する場合で、政令で定める要件に該当するときは、この限りでない。

労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）

第十六条 法第五十五条の政令で定める物は、次のとおりとする。

四 アモサイト

五 クロシドライト

九 石綿（第4号及び第5号に掲げる物を除く。以下この号において同じ。）を含有する別表第8の2に掲げる製品で、その含有する石綿の重量が当該製品の重量の1パーセントを超えるもの

十一 第2号から第8号までに掲げる物をその重量の1パーセントを超えて含有する製剤その他の物

別表第8の2 石綿を含有する製品（第十六条関係）

一 石綿セメント円筒

二 押出成形セメント板

三 住宅屋根用化粧スレート

四 繊維強化セメント板

五 窯業系サイディング

六 クラッチフェーシング

七 クラッチライニング

八 ブレーキパッド

九 ブレーキライニング

十 接着剤

建築物に吹き付けられた石綿の管理に関する規定

- 事業者は、労働者を就業させる建築物に吹き付けられた石綿が劣化等によりその粉塵を発散させ、労働者がその粉塵に暴露するおそれがあるときは、吹付け石綿の除去、封じ込め、囲い込み等の措置を行うことが必要。
- 事務所又は工場の建築物の貸与者は、当該建築物の貸与を受けた2以上の事業者が共用する廊下の壁等に吹き付けられた石綿が劣化等によりその粉塵を発散させ、労働者がその粉塵に暴露するおそれがあるときは、上記と同様の措置が必要。

労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）

第二十二条 事業者は、次の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

- 一 原材料、ガス、蒸気、粉じん、酸素欠乏空気、病原体等による健康障害

第三十四条 建築物で、政令で定めるものを他の事業者に貸与する者(以下「建築物貸与者」という。)は、当該建築物の貸与を受けた事業者の事業に係る当該建築物による労働災害を防止するため必要な措置を講じなければならない。ただし、当該建築物の全部を一の事業者に貸与するときは、この限りでない。

労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）

第十一条 法第三十四条の政令で定める建築物は、事務所又は工場の用に供される建築物とする。

石綿障害予防規則（平成17年厚生省令第21号）

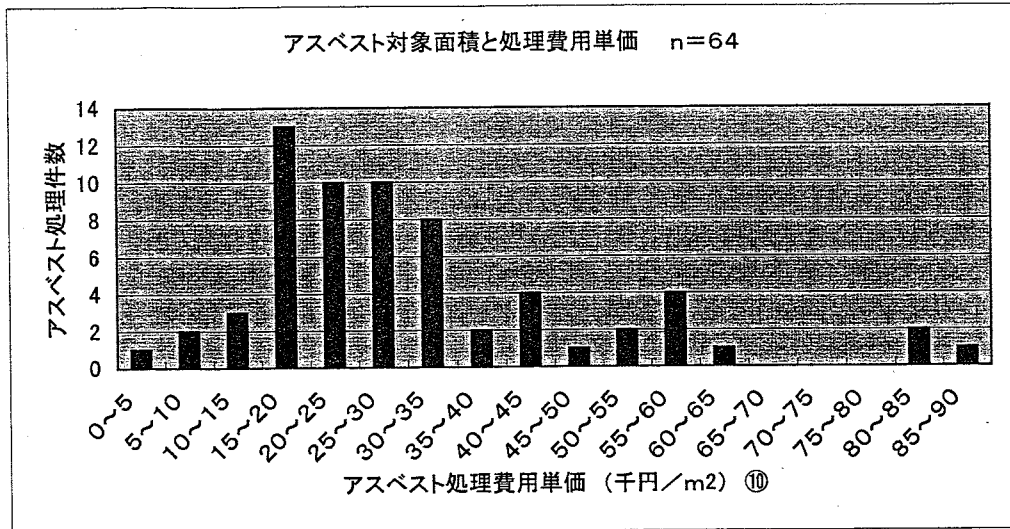
第十条 事業者は、その労働者を就業させる建築物の壁、柱、天井等（次項に規定するものを除く。）に吹き付けられた石綿が損傷、劣化等によりその粉じんを発散させ、及び労働者がその粉じんにばく露するおそれがあるときは、当該石綿等の除去、封じ込め、囲い込み等の措置を講じなければならない。

- 2 法第三十四条の建築物貸与者は、当該建築物の貸与を受けた二以上の事業者が共用する廊下の壁等に吹き付けられた石綿等が損傷、劣化等によりその粉じんを発散させ、及び労働者がその粉じんにばく露するおそれがあるときは、前項に規定する措置を講じなければならない。

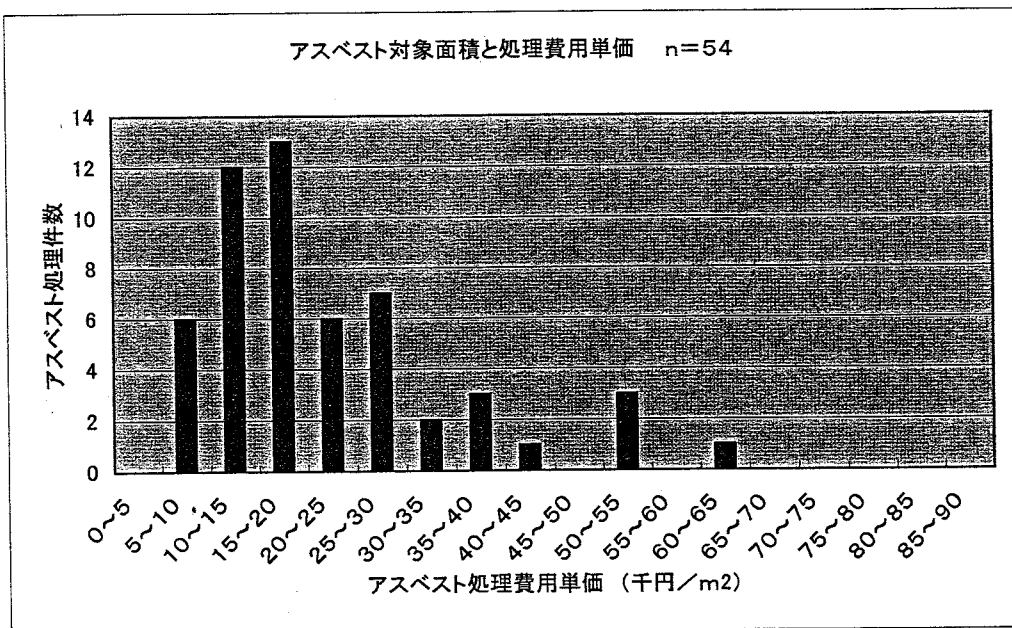
石綿(アスベスト)処理費用の過去3年施工実績データ

【(社)建築業協会の調査による】

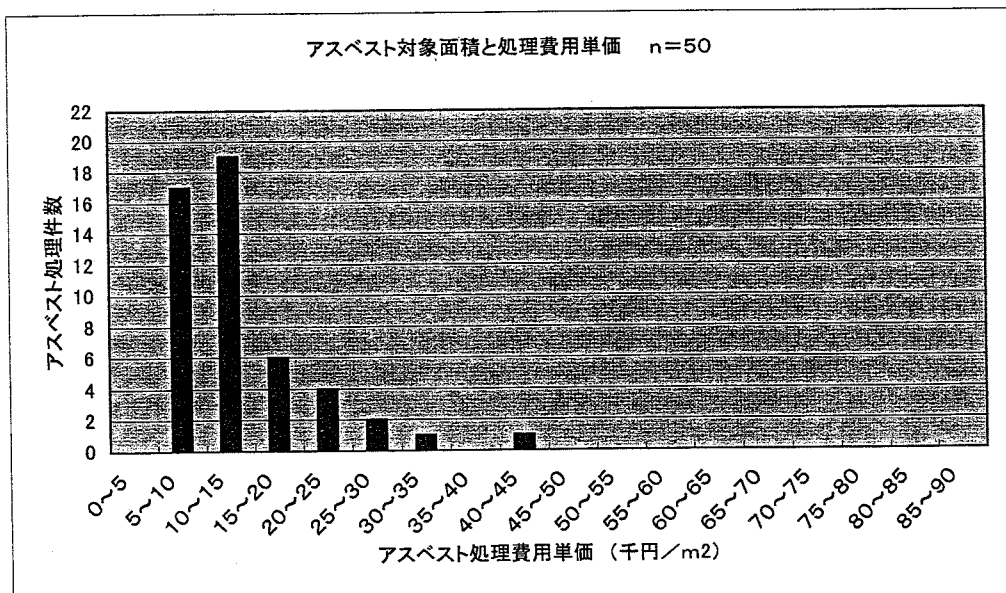
1)アスベスト除去面積300㎡以下の場合



2)アスベスト除去面積300㎡以上、1,000㎡未満の場合



3)アスベスト除去面積1,000㎡以上の場合



石綿に係る大気汚染防止法の規制等について

平成 1 7 年 7 月
環境省環境管理局大気環境課

石綿（アスベスト）に係る対策としては、労働災害防止の観点からは労働安全衛生法に基づく規制等が行われ、工場・事業場等から一般大気への飛散については大気汚染防止法による規制等が行われている。

このうち、大気汚染防止法の規制等については以下のとおり。

1. 石綿に係る大気汚染防止法の規制

平成元年の改正で、特定粉じん（石綿が指定されている。）発生施設が、また平成8年の改正で、特定粉じん排出作業が規制されることとなった。

（1）規制対象となる施設及び作業

○特定粉じん発生施設（平成元年法改正）

工場や事業場で製造や加工する際に特定粉じん（石綿）を発生する施設のことをいい、施設は解綿用機械、混合機等9種類に分けられて定められている。

（平成15年度における届出施設数 929施設（158工場・事業場））

○特定粉じん排出等作業（平成8年法改正）

吹付け石綿が使用されている建築物を解体・改造・補修する作業等のことをいい、具体的には、耐火建築物又は準耐火建築物を解体、改造又は補修する作業のうち、①当該建築物の延べ面積が500m²以上であり、かつ、②解体、改造又は補修する部分に使用されている吹付け石綿の面積が50m²以上である作業が規制対象となる。

（2）規制基準

○特定粉じん発生施設…敷地境界基準

環境大臣が定める測定法（平成元年環境省告示第93号）により測定された大気中の石綿の濃度が1リットルにつき10本であること。

○特定粉じん排出等作業…作業基準

作業種類（解体、改造又は補修）ごとに、隔離、集じん装置設置、湿潤化等の作業基準を遵守すること。

（3）規制基準遵守のための措置

○特定粉じん発生施設

規制対象となる施設を設置又は変更しようとする者は、事前に都道府県知事への届出が必要。届出受理から60日以内に、都道府県知事は計画変更命令を出すことができる。

また、都道府県知事は、施設の構造等の改善命令・一時停止命令、立入検査、報告徴収の実施が可能。

○特定粉じん排出等作業

規制対象となる作業をしようとする者は、事前に都道府県知事への届出が必要。
届出受理から14日以内に、都道府県知事は計画変更命令を出すことができる。

また、都道府県知事は、作業基準の適合命令・一時停止命令、立入検査、報告徴収の実施が可能。

2. 環境大気中の石綿モニタリング結果

○環境省が平成7年度に実施した環境大気中の石綿モニタリングの結果は以下のとおり。

- ・石綿製品製造事業所等散在地域で 0.29 本/L
- ・道路沿線で 0.42 本/L
- ・住宅、商工業、農業地域で 0.23 本/L
- ・全体平均で 0.34 本/L

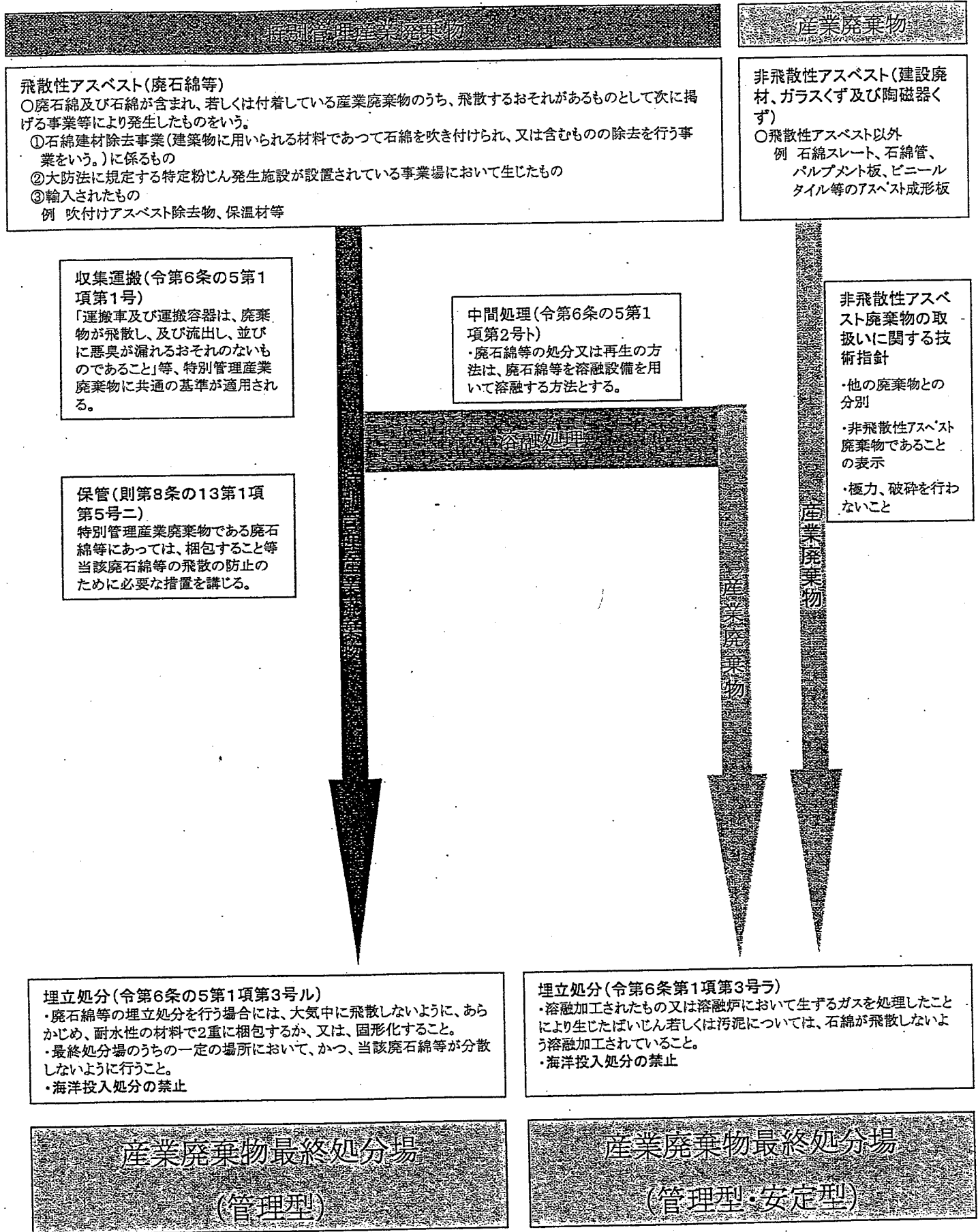
○また、環境省が昭和60～平成5年度に、同一の石綿製品事業所等散在地域において連続して実施した、環境大気中の石綿モニタリングの結果は以下のとおり。

年度	平均値（検体数）
昭和60年度	1.23(12)
62年度	1.41(12)
平成元年度	0.35(12)
3年度	0.49(12)
5年度	0.33(12)

単位：本/L

○いずれも敷地境界基準の10本/Lを大幅に下回っており、問題は生じていないと認識している。

<アスベスト廃棄物処理フロー>



アスベスト製品の建築基準法上の取扱いについて

1. 建築基準法においては、多数の者が利用する3階建て以上の建築物や防火地域内の100㎡を超える建築物などについて、耐火建築物とすることが義務付けられている。
2. 耐火建築物とは、その柱、はりなど主要構造部を耐火構造とするものであり、昭和39年より、建築基準法に基づく告示において、例えば2時間以上の耐火性能を有する鉄骨の柱については、次のようなものを規定し、耐火構造とするための一つの方法として吹付石綿も使用できることとしていた。このうち吹付石綿については昭和62年にこの規定から削除している。
 - ・鉄骨を塗厚さが6cm以上の鉄網モルタルで覆ったもの
 - ・鉄骨を厚さが7cm以上のコンクリートブロック、れんが又は石で覆ったもの
 - ・鉄骨を塗厚さが4cm以上の鉄網パーライトモルタルで覆ったもの
 - ・鉄骨を厚さが4.5cm以上の吹付石綿で覆ったもの →削除
3. また、建築基準法においては、飛び火を防止するため屋根を不燃材料でふく、延焼を防止するため外壁を防火構造で造るといった基準が設けられている。
4. 従来、不燃材料として瓦、金属板、繊維強化セメント板などと並んで石綿スレートを規定していたが、労働安全衛生法において石綿含有建材の製造等が原則禁止されたことを踏まえ、昨年10月に当該規定から石綿スレートを削除したところである。

また、防火構造その他の基準についても同様に、石綿スレート、石綿パーライト板などを用いた方法を規定から削除したところである。

改 正 後

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百二十八号）第七十七条第一号及び第二号の規定に基づき、耐火構造を次のように指定する。

第一（略）

第二 通常の火災時の加熱に二時間以上耐える性能を有するものは、建築物の部分に応じて次の各号に掲げるものとする。この場合において、かぶり厚さ又は厚さは、それぞれモルタル、プラスチックその他これらに類する仕上り材料の厚さを含むものとする。

一（略）

二 柱にあつては、その小径が二十五センチメートル以上のもので、次のイからハまでの一に該当するもの

イ 鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨コンクリート造。ただし、鉄骨コンクリート造については、鉄骨に対するコンクリートのかぶり厚さが五センチメートル未満のものを除く。

ロ 鉄骨を塗厚さが六センチメートル（軽量骨材を用いたものについては五センチメートル）以上の鉄網モルタル、厚さが七センチメートル（軽量骨材を用いたものについては六センチメートル）以上のコンクリートブロック又は厚さが七センチメートル以上のれんが若しくは石でおおつたもの。

ハ 鉄骨を塗厚さが四センチメートル以上の鉄網パライトモルタルでおおつたもの

三、四（略）

第三、第五（略）

改 正 前

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百二十八号）第七十七条第一号及び第二号の規定に基づき、耐火構造を次のように指定する。

第一（略）

第二 通常の火災時の加熱に二時間以上耐える性能を有するものは、建築物の部分に応じて次の各号に掲げるものとする。この場合において、かぶり厚さ又は厚さは、それぞれモルタル、プラスチックその他これらに類する仕上り材料の厚さを含むものとする。

一（略）

二 柱にあつては、その小径が二十五センチメートル以上のもので、次のイからニまでの一に該当するもの

イ 鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨コンクリート造。ただし、鉄骨コンクリート造については、鉄骨に対するコンクリートのかぶり厚さが五センチメートル未満のものを除く。

ロ 鉄骨を塗厚さが六センチメートル（軽量骨材を用いたものについては五センチメートル）以上の鉄網モルタル、厚さが七センチメートル（軽量骨材を用いたものについては六センチメートル）以上のコンクリートブロック又は厚さが七センチメートル以上のれんが若しくは石でおおつたもの。

ハ 鉄骨を塗厚さが四センチメートル以上の鉄網パライトモルタルでおおつたもの

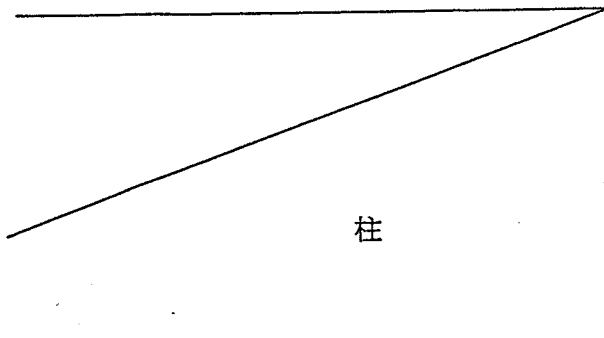
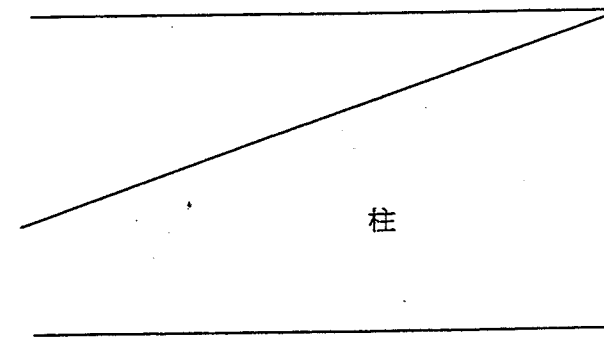
ニ 鉄骨を厚さが四・五センチメートル以上の吹付石綿（かさ比重が〇・三以上のものに限る。）でおおつたもの

三、四（略）

第三、第五（略）

改 正 後	改 正 前
建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第九号の規定に基づき、不燃材料を次のように定める。 建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第百八条の二各号（建築物の外部の仕上げに用いるものにあつては、同条第一号及び第二号）に掲げる要件を満たしている建築材料は、次に定めるものとする。 一 コンクリート 二 れんが 三 瓦 四 陶磁器質タイル 五 石綿スレート 六 十八（略）	建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第九号の規定に基づき、不燃材料を次のように定める。 建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第百八条の二各号（建築物の外部の仕上げに用いるものにあつては、同条第一号及び第二号）に掲げる要件を満たしている建築材料は、次に定めるものとする。 一 コンクリート 二 れんが 三 瓦 四 陶磁器質タイル 五 石綿スレート 六 十八（略）

改正後	改正前
建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第八号の規定に基づき、防火構造の構造方法を次のように定める。 第一（略） 一（略） イ（略） ロ 間柱及び下地を不燃材料で造り、かつ、次に定める防火被覆が設けられた構造（イに掲げる構造を除く。）とすること。 (1)（略） (2) 屋外側にあつては、次のいずれかに該当するもの (i)(v)（略） (vi) 厚さが十二ミリメートル以上のせつこうボード張の上に亜鉛鉄板を張つたもの (vii) 厚さが二十五ミリメートル以上の岩綿保温板張の上に亜鉛鉄板を張つたもの ハ（略） 二（略） 第二（略）	建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第八号の規定に基づき、防火構造の構造方法を次のように定める。 第一（略） 一（略） イ（略） ロ 間柱及び下地を不燃材料で造り、かつ、次に定める防火被覆が設けられた構造（イに掲げる構造を除く。）とすること。 (1)（略） (2) 屋外側にあつては、次のいずれかに該当するもの (i)(v)（略） (vi) 厚さが十二ミリメートル以上のせつこうボード張の上に亜鉛鉄板又は石綿スレート^{（略）}を張つたもの (vii) 厚さが二十五ミリメートル以上の岩綿保温板張の上に亜鉛鉄板又は石綿スレートを張つたもの (viii) 厚さが二十五ミリメートル以上の木毛セメント板張の上に厚さが六ミリメートル以上の石綿スレートを張つたもの (ix) 石綿スレート又は石綿パライト板を二枚以上張つたもので、その厚さの合計が十五ミリメートル以上のもの ハ（略） 二（略） 第二（略）

改 正 案	現 行
(柱の小径) 第四十三条 構造耐力上主要な部分である柱の張り間方向及びけた行方向の小径は、それぞれの方向でその柱に接する土台、足固め、胴差、はり、けたその他の構造耐力上主要な部分である横架材の相互間の垂直距離に対して、次の表に掲げる割合以上のものでなければならない。ただし、国土交通大臣が定める基準に従った構造計算によつて構造耐力上安全であることが確かめられた場合においては、この限りでない。  張り間方向又はけた行方向に相互の間隔が十メートル以上の柱又は学校、保育所、劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場、物品販売業を営む店舗（床面積の合計が十平方メートル以内のものを除く。）若しくは 上欄以外の柱 （柱の小径） 第四十三条 構造耐力上主要な部分である柱の張り間方向及びけた行方向の小径は、それぞれの方向でその柱に接する土台、足固め、胴差、はり、けたその他の構造耐力上主要な部分である横架材の相互間の垂直距離に対して、次の表に掲げる割合以上のものでなければならない。ただし、国土交通大臣が定める基準に従った構造計算によつて構造耐力上安全であることが確かめられた場合においては、この限りでない。	(柱の小径) 第四十三条 構造耐力上主要な部分である柱の張り間方向及びけた行方向の小径は、それぞれの方向でその柱に接する土台、足固め、胴差、はり、けたその他の構造耐力上主要な部分である横架材の相互間の垂直距離に対して、次の表に掲げる割合以上のものでなければならない。ただし、国土交通大臣が定める基準に従った構造計算によつて構造耐力上安全であることが確かめられた場合においては、この限りでない。  張り間方向又はけた行方向に相互の間隔が十メートル以上の柱又は学校、保育所、劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場、物品販売業を営む店舗（床面積の合計が十平方メートル以内のものを除く。）若しくは 上欄以外の柱 （柱の小径） 第四十三条 構造耐力上主要な部分である柱の張り間方向及びけた行方向の小径は、それぞれの方向でその柱に接する土台、足固め、胴差、はり、けたその他の構造耐力上主要な部分である横架材の相互間の垂直距離に対して、次の表に掲げる割合以上のものでなければならない。ただし、国土交通大臣が定める基準に従った構造計算によつて構造耐力上安全であることが確かめられた場合においては、この限りでない。

(三)	(二)	(一)	建築物	
			土蔵造の建築物 その他これに類 する壁の重量が 特に大きい建築 物	建築物
建築物 (一)及び(二)に掲げ る建築物以外の 建築物	(一)に掲げる建築 物以外の建築物 で屋根を金属板 、石板、木板そ の他これらに類 する軽い材料で ふいたもの	三十分の 一	二十二分 の一	公衆浴場の用途に供 する建築物の柱
				最上階又 は階数が 一の建築 物の柱
				その他の 階の柱
				最上階又 は階数が 一の建築 物の柱
建築物 (一)及び(二)に掲げ る建築物以外の 建築物	(一)に掲げる建築 物以外の建築物 で屋根を金属板 、石板、木板そ の他これらに類 する軽い材料で ふいたもの	三十分の 一	二十二分 の一	その他の 階の柱
				最上階又 は階数が 一の建築 物の柱
				その他の 階の柱
				最上階又 は階数が 一の建築 物の柱

(三)	(二)	(一)	建築物	
			土蔵造の建築物 その他これに類 する壁の重量が 特に大きい建築 物	建築物
建築物 (一)及び(二)に掲げ る建築物以外の 建築物	(一)に掲げる建築 物以外の建築物 で屋根を金属板 、石板、石綿ス レート、木板そ の他これらに類 する軽い材料で ふいたもの	三十分の 一	二十二分 の一	公衆浴場の用途に供 する建築物の柱
				最上階又 は階数が 一の建築 物の柱
				その他の 階の柱
				最上階又 は階数が 一の建築 物の柱
建築物 (一)及び(二)に掲げ る建築物以外の 建築物	(一)に掲げる建築 物以外の建築物 で屋根を金属板 、石板、石綿ス レート、木板そ の他これらに類 する軽い材料で ふいたもの	三十分の 一	二十二分 の一	その他の 階の柱
				最上階又 は階数が 一の建築 物の柱
				その他の 階の柱
				最上階又 は階数が 一の建築 物の柱

26 (略)

(固定荷重)

第八十四条 建築物の各部の固定荷重は、当該建築物の実況に応じて計算しなければならない。ただし、次の表に掲げる建築物の部分の固定荷重については、それぞれ同表の単位面積当たり荷重の欄に定める数値に面積を乗じて計算することができる。

建築物の部分		種別		単位面積当たり荷重 単位 一平方メートルにつきニュートン	備考
屋根		瓦ぶき			
		ふき土 がない 場合	ふき土 がある 場合	屋根面につき	
		六四〇	九八〇	下地及びたるきを含み、もやを含まない。	

26 (略)

(固定荷重)

第八十四条 建築物の各部の固定荷重は、当該建築物の実況に応じて計算しなければならない。ただし、次の表に掲げる建築物の部分の固定荷重については、それぞれ同表の単位面積当たり荷重の欄に定める数値に面積を乗じて計算することができる。

屋 根				建築物 の部分
石綿ス レート ぶき		瓦ぶき		種 別
その他 の場合	直接ふ く場合	もやに 場合	ふき土 がある 場合	ふき土 がない 場合
屋根面につき				単位面積当たり荷重 単位 一平方メートル につきニュートン
三四〇	二五〇	九八〇	六四〇	備考
下地及びたるき を含み、もやを 含まない。	もやを含まない 。	下地及びたるき を含み、もやを 含まない。	下地及びたるき を含み、もやを 含まない。	

(略)	(略)	波形鉄 板ぶき	もやに 直接ふ く場合
		(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
		五〇 もやを含まない	

(建築物に設ける煙突)

第百十五条 建築物に設ける煙突は、次に定める構造としなければならない。

い。

一・二 (略)

三 煙突は、次のイ又はロのいずれかに適合するものとする。

イ 次に掲げる基準に適合すること。

- (1) 煙突の小屋裏、天井裏、床裏等にある部分は、煙突の上又は周囲にたまるほこりを煙突内の廃ガスその他の生成物の熱により燃焼させないものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものとする。

- (2) 煙突は、建築物の部分である木材その他の可燃材料から十五センチメートル以上離して設けること。ただし、厚さが十センチメートル以上の金属以外の不燃材料で造り、又は覆う部分その他当該可燃材料を煙突内の廃ガスその他の生成物の熱により燃焼させないものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いる部分はこの限りでない。

(略)	(略)	波形鉄 板ぶき	もやに 直接ふ く場合
		(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
		五〇 もやを含まない	

(建築物に設ける煙突)

第百十五条 建築物に設ける煙突は、次に定める構造としなければならない。

い。

一・二 (略)

三 煙突は、次のイ又はロのいずれかに適合するものとする。

イ 次に掲げる基準に適合すること。

- (1) 煙突の小屋裏、天井裏、床裏等にある部分は、金属製又は石綿製とし、かつ、金属以外の不燃材料で覆うこと又は厚さが十センチメートル以上の金属以外の不燃材料で造ること。

- (2) 煙突は、建築物の部分である木材その他の可燃材料から十五センチメートル以上離して設けること。ただし、厚さが十センチメートル以上の金属以外の不燃材料で造り、又は覆う部分はこの限りでない。

2

(略)

四〇七 (略)

ロ その周囲にある建築物の部分（小屋裏、天井裏、床裏等にある部分にあつては、煙突の上又は周囲にたまるほこりを含む。）を煙突内の廃ガスその他の生成物の熱により燃焼させないものとして、国土交通大臣の認定を受けたものであること。

2

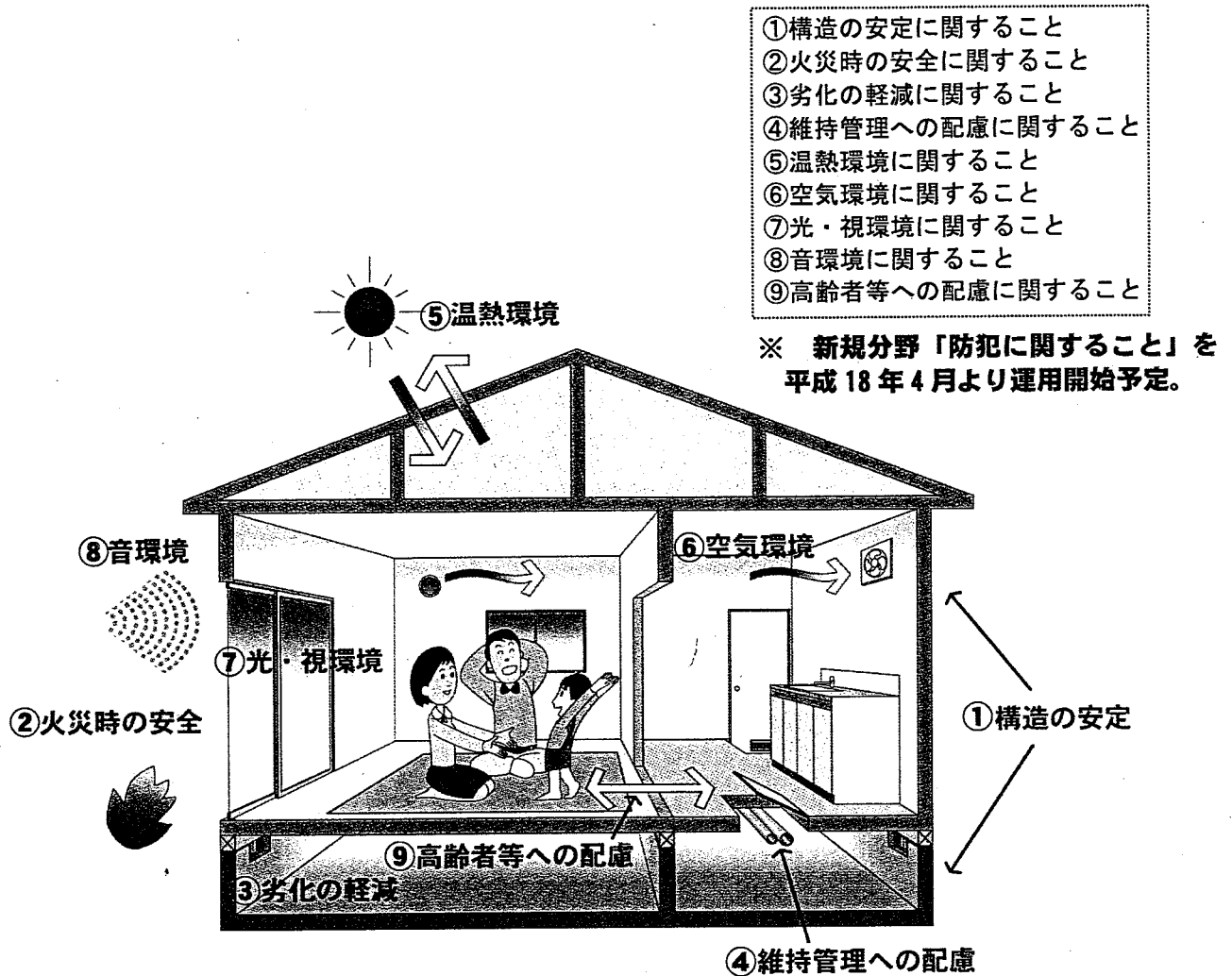
(略)

四〇七 (略)

ロ その周囲にある建築物の部分（小屋裏、天井裏、床裏等にある部分にあつては、煙突の上にたまるほこりを含む。）を煙突内の廃ガスその他の生成物の熱により燃焼させないものとして、国土交通大臣の認定を受けたものであること。

住宅性能表示制度について

○評価項目のイメージ



○住宅性能評価の実績

(1) 新築住宅

	H16 年度 (対 H15 年度比)	制度開始後累計 (H12.10~H17.3)
設計住宅性能評価	163,238 戸 (1.19 倍) *	467,015 戸
建設住宅性能評価	110,092 戸 (1.32 倍)	256,774 戸

* H16 年度新設住宅着工戸数の 13.7%

(2) 既存住宅

H16 年度交付実績 : 222 戸 制度開始後累計 (H14.12~H17.3) : 446 戸

住宅の品質確保の促進等に関する法律の枠組み（現行）

■ 住宅品質確保法に基づく規定の適用（新築住宅・既存住宅）

規定			新築住宅	既存住宅
住宅性能表示制度	①日本住宅性能表示基準、評価方法基準の設定		●	●
	②住宅性能評価	住宅性能評価書の交付	●	●
		契約みなし規定	●	—
	③住宅型式認定等	住宅型式性能認定、製造者認証	●	—
		特別評価方法認定	●	●
	④住宅に係る紛争処理体制		●	●
瑕疵担保責任の特例			●	—

■ 性能表示事項の適用（新築住宅・既存住宅）

性能表示事項		新築住宅		既存住宅	
		一戸建て	共同住宅等	一戸建て	共同住宅等
構造の安定に関すること	耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）	●	●	○	○
	耐震等級（構造躯体の損傷防止）	●	●	△	△
	耐風等級（構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止）	●	●	△	△
	耐積雪等級（構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止）	●	●	△	△
	地盤又は杭の許容支持力等及びその設定方法	●	●	○	○
	基礎の構造方法及び形式等	●	●	△	△
火災時の安全に関すること	感知警報装置設置等級（自住戸火災時）	●	●	○	○
	感知警報装置設置等級（他住戸等火災時）	—	●	—	○
	避難安全対策（他住戸等火災時・共用廊下）	—	●	—	○
	脱出対策（火災時）	●	●	○	○
	耐火等級（延焼のおそれのある部分（開口部））	●	●	△	△
	耐火等級（延焼のおそれのある部分（開口部以外））	●	●	△	△
劣化の軽減に関すること	耐火等級（界壁及び界床）	—	●	—	△
	劣化対策等級（構造躯体等）	●	●	—	—
維持管理への配慮に関すること	維持管理対策等級（専用配管）	●	●	△	△
	維持管理対策等級（共用配管）	—	●	—	△
温熱環境に関すること	省エネルギー対策等級	●	●	—	—
空気環境に関すること	ホルムアルデヒド対策（内装及び天井裏）	●	●	—	—
	換気対策（居室の換気対策）	●	●	—	—
	換気対策（局所換気対策）	●	●	○	○
	室内空気中の化学物質の濃度等	○	○	○	○
光・視環境に関すること	単純開口率	●	●	○	○
	方位別開口比	●	●	○	○
音環境に関すること	重量床衝撃音対策	—	○	—	○
	軽量床衝撃音対策	—	○	—	○
	透過損失等級（界壁）	—	○	—	○
	透過損失等級（外壁開口部）	○	○	○	○
高齢者等への配慮に関すること	高齢者等配慮対策等級（専用部分）	●	●	○	○
	高齢者等配慮対策等級（共用部分）	—	●	—	○
防犯に関すること	開口部の侵入防止対策（平成18年4月1日より適用）	●	●	○	○
現況検査により認められる劣化等の状況に関すること	現況検査により認められる劣化等の状況	—	—	●	●
	特定現況検査により認められる劣化等の状況（腐朽等・蟻害）	—	—	○	○

●：必須評価事項、○：選択評価事項、△：評価住宅のみが対象

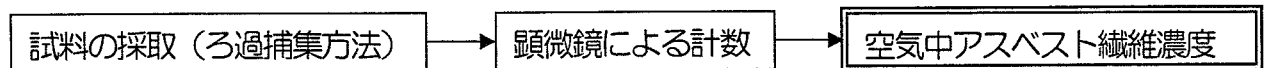
住宅性能表示制度アスベスト対策のイメージ

1 評価・表示する項目

① 室内空気中のアスベスト繊維濃度

○住宅内の空気中アスベスト繊維濃度を表示

○評価方法

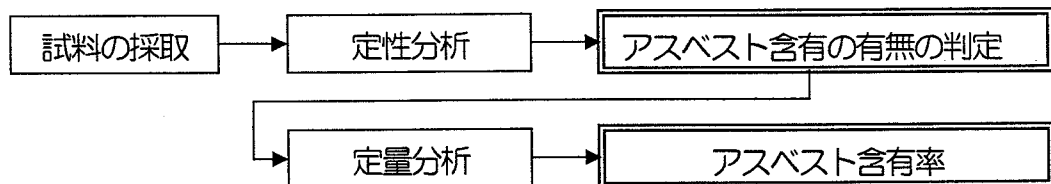


〈関連する規格〉 JIS K3850-1（空気中の繊維状粒子測定方法—第1部：位相差顕微鏡法及び走査電子顕微鏡法）

② 吹き付けアスベスト等の使用状況

○住宅に使用される吹き付けアスベスト等の有無及びアスベスト含有率を表示

○評価方法



〈関連する規格〉 JIS原案（建材製品中のアスベスト含有率測定方法）※平成18年3月頃公示予定

2 適用関係

- ・新築住宅：適用しない
- ・既存住宅：①及び②が選択可能

【参考】住宅性能表示制度によるシックハウス対策

1 評価・表示する項目

- ① 建材からのホルムアルデヒドの発散量
- ② 換気対策
- ③ 室内空気中の化学物質の濃度測定

2 適用関係

- ・新築住宅：①及び②が必須、③が選択可能
- ・既存住宅：②及び③が選択可能

都道府県建築主務部長 殿

建設省住宅局建築指導課長

民間建築物における吹付けアスベストに関する調査について（依頼）

近年、吸音、耐火等を目的として建築物に施された吹付けアスベストが劣化し、アスベスト繊維が空気中に飛散する事例がみられ、このため公立の小中学校、公的住宅等、公的機関が管理する建築物にあつては、吹付けアスベストの使用実態について調査が進められているところである。今般、民間建築物についても、建築物の所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）による自主点検及び必要な改善を促すため、貴都道府県においても、下記のとおり、貴管下特定行政庁の協力を得て、調査を実施されるようお願いする。

記

1. 対象建築物

昭和31年から昭和49年までに施工された民間建築物のうち、室内又は屋外に露出してアスベストの吹付けがなされているもので、体育館、劇場等多数の者が利用するもの

2. 調査及び指導

〔作業1〕所有者等からのヒアリング

・設計図書から、アスベストの吹付け等の記載の有無を確認する。

〔作業2〕現場での調査・指導

当該室に立ち入り、目視、針により容易に貫通するか否か等によりアスベストが吹付けられているか否かを再確認し、別記様式第1により調査するとともに、所有者等に対して指導する（設計図書により確認ができない場合においても、駐車場、機械室等を中心に立ち入ることとする。）。

（1）調査項目

① アスベストが吹き付けられた部分のおおよその面積〔単位：㎡〕

② 吹付け表面の損傷の有無

判断基準 「損傷無」：繊維の崩れ・垂れ下がり、吹付け層のはく離等の損傷がみられないもの

「損傷有」：繊維の崩れ・垂れ下がり、吹付け層のはく離等の損傷がみられるもの

(2) 指導

損傷の有無の状況により、適切に指導する。この場合、以下を参考とする。

「損傷無」の場合 —— 所有者等に対し、適切な維持管理に努めるとともに、当該部分に損傷を与えたり、不用意に除去等を行わない旨指導する。また、所有者等が除去、封じ込め等の対策を希望する場合は、飛散防止に十分留意するよう指導する。

「損傷有」の場合 —— 所有者等に対し、飛散防止の対策の検討を指導する。

(注) 指導に当たっては、日本石綿製品工業会の「吹付け石綿の対応について」(昭和62年9月)を参考とされたい。

3. 工事業者の把握

貴都道府県にある吹付けアスベストの改善工事の施工が可能な工事業者を把握しておくこと。

4. 報告

上記「2. 調査及び指導」の実施結果について集計の上、別記様式第2に取りまとめ、昭和63年3月31日までに本職まで報告するものとする。

(問い合わせ先)

建設省住宅局建築指導課 / 担当：飯田、杉藤、藤本

電話 03(580)4311 内線3965

吹付けアスベスト実態調査表

都道府県名

特定行政庁名

調査年月日 昭和 年 月 日

調査者氏名

1. 建築物	名 称																						
	所在地 TEL ()																						
	延べ面積	m ²	階 数	地下	階	地上	階	構 造	1 S造	2 RC造	3 SRC造	4 木造											
	用 途	1 劇場	2 映画館	3 演芸場	4 観覧場	5 集会場	6 病院	7 ホテル	8 旅館	9 体育館	10 ボーリング場	11 スケート場	12 水泳場	13 百貨店	14 展示場	15 キャバレー	16 ナイトクラブ	17 舞踏場	18 料理店・飲食店	19 事務所	20 工場	21 駐車場	22 複合ビル ()
2. 所有者等	氏 名										所有者・管理者の別		1 所有者	2 管理者									
	住 所										TEL ()												
3. 吹付けアスベストの状況	アスベストが吹き付けられた室の用途	1 多数の者が利用する居室	2 特定少数の者が利用する居室	3 機械室	4 駐車場	5 浴室 便所 湯沸かし室	6 廊下 階段	7 倉庫 資材置場	8 その他 ()														
	アスベストが吹き付けられた部分の面積 (m ²)																						
	損 傷 の 有 無	1 損傷無 2 損傷有	1 損傷無 2 損傷有	1 損傷無 2 損傷有	1 損傷無 2 損傷有	1 損傷無 2 損傷有	1 損傷無 2 損傷有	1 損傷無 2 損傷有	1 損傷無 2 損傷有	1 損傷無 2 損傷有													
4. 備 考																							

(記入上の注意)

イ 「1. 建築物」について

「用途」欄は、主な用途の当該番号を○で囲むこと。ただし、複合ビル及びその他の用途の建築物については、カッコ内に当該用途を記入すること。

ロ 「3. 吹付けアスベストの状況」について

[1] 「アスベストが吹き付けられた室の用途」欄の該当番号を○で囲み（その他の用途の室については、カッコ内に当該用途を記入すること。）、各々について「アスベストが吹き付けられた部分の面積」欄及び「損傷の有無」欄を記入すること。

[2] 「アスベストが吹き付けられた室の用途」欄の「1 多数の者が利用する居室」とは、事務室、集会室、食堂等をいい、「2 特定少数の者が利用する居室」とは、管理人室等をいう。

ハ 「4. 備考」について

特記すべき事項があれば、記入すること。

吹付けアスベスト実態調査集計表

都道府県名

1. 建築物用途 (棟数)	1 劇場	2 映画館	3 演芸場	4 観覧場	5 集会場	6 病院
	7 ホテル	8 旅館	9 体育館	10 ボーリング場	11 スケート場	12 水泳場
	13 百貨店	14 展示場	15 キャバレー	16 ナイトクラブ	17 舞踏場	18 料理店飲食店
	19 事務所	20 工場	21 駐車場	22 複合ビル	23 その他	合 計
2. 吹付けアス ベスト部分の 面積 (㎡)			損 傷 無	損 傷 有	合 計	
	1 多数の者が利用する居室					
	2 特定少数の者が利用する居室					
	3 機械室					
	4 駐車場					
	5 浴室・便所・湯沸かし室					
	6 廊下・階段					
	7 倉庫・資材置場					
	8 その他					
	合 計					

平成17年7月14日

建築物における吹付けアスベストに関する調査(昭和63年)について

○調査期日:昭和63年1月25日～3月31日

○調査対象建築物:昭和31年から昭和49年までに施工された建築物で
多数の者が利用するもの

	調査対象数 (棟)	吹付けアスベスト 施工建築物棟数 (棟)
北海道	591	25
青森	65	22
岩手	64	7
宮城	48	3
秋田	142	23
山形	80	28
福島	2,398	267
茨城	333	40
栃木	675	31
群馬	14	3
埼玉	287	14
千葉	3,446	129
東京	148	68
神奈川	659	125
新潟	675	81
富山	640	130
石川	450	163
福井	100	49
山梨	57	17
長野	3,200	107
岐阜	47	16
静岡	28	6
愛知	83	35
三重	75	21

	調査対象数 (棟)	吹付けアスベスト 施工建築物棟数 (棟)
滋賀	804	40
京都	245	32
大阪	80	8
兵庫	411	71
奈良	18	2
和歌山	10	6
鳥取	36	5
島根	108	6
岡山	303	27
広島	472	90
山口	183	83
徳島	363	15
香川	40	13
愛媛	132	21
高知	14	3
福岡	72	15
佐賀	458	37
長崎	567	34
熊本	523	60
大分	54	25
宮崎	476	48
鹿児島	145	6
沖縄	313	17
合計	20,132	2,074

※上記調査結果をふまえ、昭和63年6月30日付けで「既存建築物の吹付けアスベスト粉じん飛散防止処理技術指針・同解説」を各特定行政庁あてに、指導の際の参考となるよう送付したところである。

本件に関する問い合わせ先

国土交通省住宅局建築指導課 石坂 TEL 03-5253-8111

(内39564)

5253-8514(夜間直通)

都道府県建築主務部長 殿

国土交通省住宅局建築指導課長

民間建築物における吹付けアスベストに関する調査について（依頼）

民間建築物について、建築物の所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）による自主点検及び必要な改善を促すため、貴職におかれては、下記により、建築物の所有者に対して、当該建築物の吹付けアスベストの状況等について調査し、その結果を貴職あて報告するよう要請し、必要に応じ所有者等に対して、改修を指導するなどの適切な措置を講じるとともに、貴管内特定行政庁に対し、この旨を周知されるようお願いする。

記

1 対象建築物

昭和31年頃から昭和55年までに施工された民間建築物のうち、室内又は屋外に露出してアスベストの吹付けがなされている大規模（概ね1,000㎡以上）な建築物。

2 調査及び指導

【作業1】所有者等へのヒアリングや過去の調査結果をもとに、対象建築物を把握。

【作業2】調査・指導

所有者等に対し、目視、針により容易に貫通する否か等によりアスベストが吹き付けられているか否かを再確認を求め必要な指導を行う。

(1) 調査項目

室内又は屋外に露出してアスベストが吹き付けがなされた部分の有無

(2) 指導

アスベストが発散するおそれがある場合には、所有者等に対し、当該部分に損傷を与えたり、不用意に除去等を行わないようにするとともに、適切な除去、封じ込め等の対策を行うよう指導する。

(注) 指導に当たっては、(財)日本建築センターの「既存建築物の吹付けアスベスト粉じん飛散防止処理技術指針・同解説」及び日本石綿処理工業協会の「吹付けアスベスト処理施工マニュアル」等を参考とされたい。

3. 法令の遵守

アスベストの除去等にあたり、労働安全衛生法、大気汚染防止法、廃棄物処理法等の関係法令を遵守するよう指導を徹底されたい。

4. 報告

上記「2. 調査及び指導」の実施状況について集計の上、別添についてまとめ、平成17年9月15日までに本職まで報告するものとする。

(問い合わせ先)

国土交通省住宅局建築指導課

担当：石坂、磯部

電話 03-5253-8514

fax 03-5253-1630

(別添)

都道府県名

	建築物数（棟）
調査をした建築物の数	
露出してアスベストの吹付けがなされている建築物の数	
指導により対応済みの建築物の数	
指導により対応予定*の建築物の数	
指導中の建築物の数	
指導予定の建築物の数	

※対応予定は期限を設定しているものに限る。

備考

平成17年8月8日

各都道府県建築主務部長 殿

国土交通省住宅局建築指導課長

民間建築物における吹付けアスベストに関する調査について（追加依頼）

標記については、国土交通省建築指導課長より平成17年7月14日付国住指第1049号により通知しているところであるが、下記のとおり追加調査を依頼する。なお貴管内特定行政庁に対し、この旨を周知されるようお願いする。

記

1 対象建築物

平成17年7月14日国住指第1049号「民間建築物における吹付けアスベストに関する調査について」の「1対象建築物」に昭和56年から平成元年までに施工された民間建築物のうち、室内又は屋外に露出してアスベストを含有するロックウール（別添1参照）の吹付けがなされている大規模（延べ床面積概ね1,000㎡以上）な建築物を追加する。

2 調査及び指導

平成17年7月14日付国住指第1049号「民間建築物における吹付けアスベストに関する調査について」に準拠する。

3. 報告

上記「2. 調査及び指導」の実施状況及び平成17年7月14日国住指第1049号による調査結果のその後の改善状況を合わせて集計の上、別添2についてまとめ、平成17年10月14日までに本職まで報告するものとする。

（問い合わせ先）

国土交通省住宅局建築指導課

担当：石坂、磯部

電話 03-5253-8514

fax 03-5253-1630

事 務 連 絡

平成17年7月29日

各都道府県建築・住宅主務課長 殿

国土交通省住宅局

建築指導課 課長補佐 石坂 聡

住宅総合整備課 課長補佐 檜橋 康英

住環境整備室 企画専門官 石崎 和志

民間建築物・公共建築物の吹付けアスベストに関する
調査結果の取り扱いについて

民間建築物については、国土交通省住宅局建築指導課長より平成17年7月14日付国住指第1049号により、また公共住宅については、平成17年7月14日付けで国土交通省住宅局住宅総合整備課長補佐及び住環境整備室企画専門官事務連絡により調査をお願いしているところですが、調査結果については、解体作業の指導等の際に有効に活用するため、各地方公共団体において関係部局で情報の共有に努めてください。

※関係部局として想定される部局

建設部局（建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律など）

環境部局（大気汚染防止法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律など）

労働部局（労働安全衛生法など）

消防部局（消防活動時の安全対策）

教育部局（学校施設等のアスベスト使用状況調査を実施）

民生部局（社会福祉施設等のアスベスト使用状況調査を実施予定）

衛生部局（病院等のアスベスト使用状況調査を実施予定）

本件に関する問い合わせ先

国土交通省住宅局建築指導課 石坂、磯部 tel:03-5253-8514

事 務 連 絡
平成17年8月26日

各都道府県建築主務課長 殿

国土交通省住宅局建築指導課
課長補佐 石坂 聡

吹付けアスベスト等の損傷等によるばく露防止対策の徹底のための
都道府県労働局との連携について

民間建築物における吹付けアスベスト等の調査結果については、7月29日付け事務連絡により、各地方公共団体の関係部局において情報の共有に努めていただくようお願いしているところですが、吹付けアスベスト等の損傷等によるばく露防止対策の徹底のため、都道府県労働局とも情報の共有を図るなど連携に努めてください。(別添1)

また、平成17年8月26日付け厚生労働省労働基準局長通達「建築物に吹き付けられた石綿等の損傷等による石綿ばく露防止対策の徹底のための当面の対応について」を参考のため送付します。(別添2)

本件に関する問い合わせ先

国土交通省住宅局建築指導課 石坂、磯部 tel:03-5253-8514

(別添 1)

都道府県労働局との連携について

【都道府県労働局・労働基準監督署】

労働安全衛生法令による指導等

労働者を就業させる建築物に吹付けアスベストがある場合

損傷、劣化等により労働者がばく露するおそれがある場合

労働基準監督署より事業者・建築物貸与者に対する指導
(労働安全衛生法第22条第1項、同第34条、石綿障害予防規則第10条)

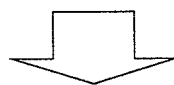
【都道府県建築部局】

建築物のアスベスト実態調査

建築物の吹付けアスベストの実態調査結果

建築部局より建築物の所有者等に対する指導

情報の
共有化※



※都道府県労働局は国の機関です。<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/pref.html>

※法令違反の場合、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金となります。(労働安全衛生法第119条第1号)

関係法令

- 事業者は、労働者を就業させる建築物に吹き付けられた石綿が劣化等によりその粉塵を発散させ、労働者がその粉塵に暴露するおそれがあるときは、吹付け石綿の除去、封じ込め、囲い込み等の措置を行うことが必要。
- 事務所又は工場の建築物の貸与者は、当該建築物の貸与を受けた2以上の事業者が共用する廊下の壁等に吹き付けられた石綿が劣化等によりその粉塵を発散させ、労働者がその粉塵に暴露するおそれがあるときは、上記と同様の措置が必要。

労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）

第22条 事業者は、次の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

- 一 原材料、ガス、蒸気、粉じん、酸素欠乏空気、病原体等による健康障害

第34条 建築物で、政令で定めるものを他の事業者に貸与する者(以下「建築物貸与者」という。)は、当該建築物の貸与を受けた事業者の事業に係る当該建築物による労働災害を防止するため必要な措置を講じなければならない。ただし、当該建築物の全部を一の事業者に貸与するときは、この限りでない。

第119条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第14条、第20条から第25条まで、(略)、第34条、(略)の規定に違反した者

労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）

第11条 法第34条の政令で定める建築物は、事務所又は工場の用に供される建築物とする。

石綿障害予防規則（平成17年厚生省令第21号）

第10条 事業者は、その労働者を就業させる建築物の壁、柱、天井等（次項に規定するものを除く。）に吹き付けられた石綿が損傷、劣化等によりその粉じんを発散させ、及び労働者がその粉じんにばく露するおそれがあるときは、当該石綿等の除去、封じ込め、囲い込み等の措置を講じなければならない。

- 2 法第34条の建築物貸与者は、当該建築物の貸与を受けた二以上の事業者が共用する廊下の壁等に吹き付けられた石綿等が損傷、劣化等によりその粉じんを発散させ、及び労働者がその粉じんにばく露するおそれがあるときは、前項に規定する措置を講じなければならない。

(別紙2)

基発第 0826001 号

平成 17 年 8 月 26 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長

建築物に吹き付けられた石綿等の損傷等による石綿ばく露防止対策の
徹底のための当面の対応について

建築物に吹き付けられた石綿等の損傷等による石綿ばく露防止対策については、平成17年7月28日付け基発第 0728008 号「石綿ばく露防止対策の推進について」の記の第3により指示しているところであるが、石綿等による健康障害に対する社会的な関心が高まる中で、本対策についても、重点的にその徹底を図る必要がある。

については、本対策の推進について当面下記により実施することとしたので、遺憾なきを期されたい。

記

1 石綿等が吹き付けられた建築物を使用している事業場の把握

石綿等が吹き付けられた建築物（以下「対象建築物」という。）を使用している事業場の把握のための当面の対応として、国土交通省が都道府県に対象建築物の把握等を依頼していることを踏まえ、都道府県と連携してその情報の入手を行うとともに、関係事業者団体からの情報収集等により、その把握に努めること。

2 自主点検の実施

把握した対象建築物を使用している事業場に対しては、自主点検を実施させることにより、対象建築物の適切かつ自主的な管理の促進を図ること。

3 監督指導等の実施

2の自主点検により、石綿ばく露防止措置が十分でない事業場に対しては、平成17年12月末日までに監督指導等を実施するなど、その措置の徹底を図ること。

民間建築物における吹付けアスベストに関する調査結果について (中間報告)

平成 17 年 10 月 28 日
住宅局 建築指導課

国土交通省においては、平成 17 年 7 月 14 日及び 8 月 8 日に「民間建築物における吹付けアスベストに関する調査について」を各地方公共団体に通知し、調査結果の報告を依頼し、このたび中間報告を下記のとおり取りまとめました。

今回報告の無かった所有者等に対する再調査及びその後の改善状況のフォローアップについて、地方公共団体に対し 12 月中旬を目途に再度報告を求めることとしています。

1. 調査概要

- ・ 調査対象：昭和 31 年～平成元年までに施工された民間の建築物のうち大規模（概ね 1,000 平方メートル以上）な建築物。
- ・ 調査建材：吹付けアスベスト及びアスベスト含有吹付けロックウール
- ・ 調査方法：地方公共団体から建築物所有者に報告を求めること等により実施

2. 調査結果概要（中間報告）※10月25日までの都道府県からの報告件数

- ・ 調査対象建築物数 : 253,904 棟
 - ・ 所有者等からの報告数 : 155,806 棟
 - ・ 露出した吹付けがある建築物数 : 12,718 棟
- ※前回報告分を含む累計（前回報告分昭和 31 年～昭和 55 年）

3. 今後の対応

本調査を受けて、当面以下の対応をとることとしています。

- ・ 報告の無かった所有者等への継続調査を地方公共団体に要請。
- ・ 吹付けが露出している建築物の所有者等に対し、除去、封じ込め等の対策の実施及び労働安全衛生法等の関係法令の遵守について地方公共団体を通じ指導。
- ・ 社会資本整備審議会建築分科会に設けたアスベスト対策部会（次回 12 月上旬開催予定）において、今回の中間報告を踏まえた今後の調査及び対策の方針について審議。

吹付けアスベストに関する調査結果について 【公共住宅(中間報告)】

国土交通省住宅局においては、平成17年7月14日に、公共住宅における吹付けアスベストに関する調査について、各事業主体に依頼し、このたび使用実態等について取りまとめた。

1. 調査概要

- ・ 調査対象：平成元年までに施工された公共賃貸住宅*のうち、居住者の使用に供する部分

* 公営住宅、改良住宅、地域特別賃貸住宅、地方住宅供給公社賃貸住宅、都市再生機構賃貸住宅

- ・ 調査建材：吹付けアスベスト及びアスベスト含有吹付けロックウール

2. 調査結果

・ 調査対象	40,200団地	247,401棟
・ アスベスト確認件数(9月27日現在)	243団地	894棟
除去等の対策済み	235団地	886棟
未対策	8団地	8棟
・ 調査継続中件数	91団地	295棟

3. 今後の対応

① 未対策8団地について

現時点においていずれも目立った劣化及び損傷は見受けられないが、各事業主体において、居住者等と調整のうえ、適切かつ迅速に除去等の対策を実施することとしている（4団地については既にアスベスト対策工事に着手）。

② 調査継続中91団地について

アスベスト含有の有無について、現在分析調査中であり、調査結果が判明次第、公表予定（12月目途）。

国家機関の建築物における吹付けアスベスト等に関する調査について

平成17年9月29日

国土交通省大臣官房官庁営繕部

国土交通省では、アスベスト問題への当面の対応の一環として、平成17年7月29日に国家機関の建築物（官庁施設）を管理する各政府機関に対して、吹付けアスベスト等の使用実態について調査を依頼したところです。この度、別添のとおり調査結果をとりまとめましたので、お知らせします。

1. 調査概要

- ・ 調査施設：すべての国家機関の建築物
- ・ 調査材料：「吹付けアスベスト」及び「アスベストを含有する吹付けロックウール」
- ・ 調査期間：平成17年7月29日～9月15日
- ・ 調査方法：設計図書、目視等を基本に調査を実施

2. 調査結果

- ・ 調査対象件数（報告件数）：84,092棟
- ・ 吹付けアスベスト等の使用が確認された件数：1,021棟
（うち319棟は、封じ込め等の飛散防止対策を実施済み）

※ 6,439棟については、現時点で吹付けアスベスト等の使用の有無が確認できていない（調査継続中を含む）。

3. 今後の対応

吹付けアスベスト等の使用が確認された施設においては、除去、封じ込め等の必要な措置を講ずるほか、現時点で使用の有無を確認できていない施設においては、分析調査等により確認するなど、必要な措置を適切に講ずるよう、国土交通省では、今回の調査結果に基づく措置の進め方等について、施設を管理する各政府機関に対し、必要な保全指導及び情報提供を行うこととしています。

病院、社会福祉施設等におけるアスベスト使用実態調査について

平成17年11月29日

厚生労働省

○病院関係

① 調査済み病院数 [回答割合 89.4%]	6,976施設 (100.0%)
② 吹き付けアスベスト等のある病院	2,051施設 (29.4%)
③ ②のうち、石綿等の粉じんの飛散により、 ばく露のおそれのある場所を有する病院	324施設 (4.6%)
④ ③のうち、利用者が日常利用する場所を有する病院	28施設 (0.4%)
〔うち、措置済 措置予定 未定〕	〔6施設 22施設 0施設〕

○社会福祉施設関係

① 調査済み施設数 [回答割合 91.2%]	84,493施設 (100.0%)
② 吹き付けアスベスト等のある施設	4,381施設 (5.2%)
③ ②のうち、石綿等の粉じんの飛散により、 ばく露のおそれのある場所を有する施設	245施設 (0.3%)
④ ③のうち、利用者が日常利用する場所を有する施設	38施設 (0.04%)
〔うち、措置済 措置予定 未定〕	〔8施設 27施設 3施設〕

○公共職業能力開発施設関係

① 調査済み施設数 [回答割合 60.4%]	1,922施設 (100.0%)
② 吹き付けアスベスト等のある施設	175施設 (9.1%)
③ ②のうち、石綿等の粉じんの飛散により、 ばく露のおそれのある場所を有する施設	17施設 (0.9%)
④ ③のうち、利用者が日常利用する場所を有する施設	7施設 (0.36%)
〔うち、措置済 措置予定 未定〕	〔3施設 4施設 0施設〕

(参考 1 : 病院、施設等への指導 [都道府県市へ依頼 (通知予定)])

- 1 ばく露のおそれがある場所を保有する病院、施設であって未だ対応がなされていないところに対し、直ちにアスベストの除去、封じ込め、囲い込みを行うなど、法令等に基づき適切な措置を講ずるよう引き続き指導していくとともに、措置状況の継続的な把握に努めること。
- 2 アスベスト調査の分析調査中の施設及び未回答施設についても、継続的に実態を把握し、状況に応じた適切な指導を行うこと。

(注) 8月1日付、10月4日付及び10月17日付通知においても適切な措置を講ずるよう指導。

(参考 2 : 今後の対応方策の検討)

- アスベスト対策に関しては、病院については従来より医療施設近代化施設整備事業の中で、また、社会福祉施設については従来より社会福祉施設等施設整備費負担(補助)金の中で対応を図ってきたところであるが、実態調査の結果を踏まえ、アスベスト対策に必要な措置が速やかに講じられるよう関係省庁と調整。

平成17年11月29日
総務省

地方公共団体が所有する施設におけるアスベスト
使用実態調査について

総務省では、平成17年8月10日付けで「吹付けアスベスト使用施設及び処理状況の調査」を実施し、今般、調査結果を取りまとめた。

1 調査概要

- ・対象団体： 全地方公共団体
- ・対象施設： 地方公共団体所有の建築物のうち平成8年度以前に竣工（改修工事を含む。）した建築物
- ・対象建材： 吹付けアスベスト及びアスベスト含有吹付けロックウール

2 調査結果概要

11月15日までに地方公共団体から報告があった件数。

項	目	箇所数（※1）	構成割合
調査対象施設箇所数		418,268	—
調査中の箇所数（※2）		33,530	—
調査結果が判明した箇所数	A	384,738	100.0%
アスベスト未使用の箇所数	B	374,157	97.2%
アスベスト使用の箇所数	C(=D+E+F)	10,581	2.8%
うち、除去済み（※3）	D	1,628	0.4%
うち、処理済み（※4）	E	2,336	0.6%
うち、未処理	F	6,617	1.7%

（端数を四捨五入しているため、構成割合の合計が一致しない。）

- ※1 「箇所数」は、複数の建築物で構成している施設であっても全体として1つのまとまりとして機能すると判断できる施設については、1箇所と計上（学校、病院、公営住宅等）。
- ※2 「調査中の箇所数」は、アスベスト等の疑いがあるため、調査・分析等を行っている箇所数。
- ※3 「除去済み」は、アスベストの使用が確認された施設のうち、アスベストを全部除去した箇所数。
- ※4 「処理済み」は、アスベストの使用が確認された施設のうち、アスベストが発散、飛散しないよう防止処理（封じ込め、囲い込み）を講じている箇所数。

3 今後の対応

- ・ アスベスト使用が確認され、未処理のうち、ばく露のおそれのある施設を所有する地方公共団体に対しては、速やかに除去、封じ込め等の必要な対策を講じるよう要請。
- ・ 調査中としている施設を所有する地方公共団体に対しては、引き続き調査の実施を要請するとともに、必要な対策を講じるよう要請。

学校施設等における吹き付けアスベスト等使用実態調査について

1. 趣 旨

「学校施設等における吹き付けアスベスト等使用実態調査について（依頼）」
（平成17年7月29日付け通知）の調査結果及びその結果を踏まえた対応方策に
ついて公表するもの

2. 対象機関

国公立学校、公立社会教育施設、公立社会体育施設、公立文化施設、
所管独立行政法人等（151, 439機関）

3. 調査結果

○ 調査完了機関数（完了率90.6%）	137,217機関（100%）
① 吹き付け石綿等の室等を保有する機関	6,271機関（4.6%）
② ①のうち、措置済み状態にある室等を保有する機関	3,404機関（2.5%）
③ ①のうち、石綿等の粉じんの飛散により、ばく露のおそれのない室等を保有する機関	2,943機関（2.1%）
④ ①のうち、石綿等の粉じんの飛散により、ばく露のおそれのある室等を保有する機関	771機関（0.6%）
(④の対策状況)	
使用禁止・立入制限	693機関
応急対策を実施済	78機関

4. 調査結果を踏まえた対応方策

- 1) 学校等の設置者が速やかにアスベスト対策を行えるよう、アスベスト対策工事に必要な措置について関係当局と協議中
- 2) アスベスト対策に関する通知の発出
 - ・調査が完了していない機関に対し、調査の早期完了について指導するとともに、本実態調査を継続的に実施
 - ・「アスベスト対策に関する留意事項」の周知
- 3) 適切なアスベスト対策を周知するための研修会を継続的に実施
- 4) 対策の実施状況等について、フォローアップ調査を実施

環境省関連施設におけるアスベスト使用実態調査について

平成17年11月29日

環 境 省

1 調査結果

(1) 地方公共団体が設置した廃棄物処理施設等

調査件数	1, 818
① 吹き付けアスベスト等を使用していた、使用している、 使用の可能性がある施設	456
② ①のうち、措置が終了している施設（除去・封じ込め等）	102
③ ①のうち、措置が終了していない施設（一部措置を含む）	205
④ ①のうち、現時点で使用の有無を確認できない施設	149

(2) 地方公共団体が設置した自然公園等施設

調査件数	6, 465
① 吹き付けアスベスト等を使用していた、使用している、 又は現時点で使用の有無を確認中の施設	21
② ①のうち、措置が終了している施設（除去・封じ込め等）	1
③ ①のうち、措置が終了していない施設（一部措置を含む）	5
④ ①のうち、現時点で使用の有無を確認中の施設	15

(3) 地方公共団体が設置した環境大気測定局舎

調査件数	1, 629
① 吹き付けアスベストを使用していた、使用している、 又は現時点で使用の有無を確認中の施設	40
② ①のうち、措置が終了している施設（除去済・処理済）	8
③ ①のうち、措置が終了していない施設	5
④ ①のうち、現時点で使用の有無を確認中の施設	27

2 結果を踏まえた対応策

吹き付けアスベスト等の使用が確認された施設においては、除去・封じ込め等の必要な措置を講ずるほか、現時点で使用の有無を確認できていない施設においては、分析調査等により確認のうえ、必要な措置を適切に講ずるよう、都道府県及び市町村に周知していく。

農林水産省関連施設等におけるアスベスト使用実態調査について

平成17年11月29日
農 林 水 産 省

1 調査結果

調査対象施設数 (そのうち報告割合)	102,004 (99.4%)
吹付けアスベスト等が確認された施設	1,594
飛散のおそれのある吹付けアスベスト等が確認された施設	36

(1) 卸売市場等

	中央市場	地方市場	家畜市場
調査対象市場数	86	1,304	173
報告市場数	71	1,048	173
① 吹付けアスベスト等が確認されたもの	35	81	0
② ①のうち、封じ込め等の対策済みのもの	10	17	0
③ ①のうち、飛散のおそれのないもの	25	※33	0
④ ①のうち、飛散のおそれのあるもの	0	※0	0
継続して調査をするもの	15	256	0

※については、公設・準公設地方卸売市場のみ。民設地方卸売市場については、飛散のおそれの有無を継続して調査中。

(2) 競馬場

	中央競馬	地方競馬
調査対象施設数	4,969	90
報告施設数	4,635	85
① 吹付けアスベスト等が確認されたもの	120	16
② ①のうち、封じ込め等の対策済みのもの	40	10
③ ①のうち、飛散のおそれのないもの	80	6
④ ①のうち、飛散のおそれのあるもの	0	0
継続して調査をするもの	334	5

(3) 農林水産省関係の教育機関

調査対象施設数	51
報告施設数	43
① 吹付けアスベスト等が確認されたもの	7
② ①のうち、封じ込め等の対策済みのもの	3
③ ①のうち、飛散のおそれのないもの	4
④ ①のうち、飛散のおそれのあるもの	3
継続して調査をするもの	8

※②、③、④の学校数の合計が①と一致しないのは、重複して分類される学校が存在するため。

(4) 農林水産業関係の民間集会所等施設

報告施設数	51,957
吹付けアスベスト等が確認されたもの(飛散のおそれのあるもの)	20
吹付けアスベスト等が確認されたもの(飛散のおそれが不明なもの)	1,068

(5) 農業関係試験研究施設

調査対象施設数	2,635
報告施設数	2,627
① 吹付けアスベスト等が確認されたもの	90
② ①のうち、封じ込め等の対策済みのもの	2
③ ①のうち、飛散のおそれのないもの	90
④ ①のうち、飛散のおそれのあるもの	0
継続して調査をするもの	8

※②、③、④の施設数の合計が①と一致しないのは、重複して分類される施設が存在するため。

(6) 公共事業施設及び関連施設

1) 公共事業施設及び関連施設(揚排水機場等)

調査対象施設数	39,862
報告施設数	39,862
① 吹付けアスベスト等が確認されたもの	156
② ①のうち、封じ込め等の対策済みのもの	16
③ ①のうち、飛散のおそれのないもの	127
④ ①のうち、飛散のおそれのあるもの	13
報告施設数のうち、継続して調査をするもの	350

2) かんがい排水施設に用いられている石綿セメント管
6,833km(飛散のおそれはない)

3) 石綿含有アスファルト舗装
3施設(飛散のおそれはない)

(7) 米麦等乾燥調製施設

報告施設数	877
① 吹付けアスベスト等が確認されたもの	1
② ①のうち、封じ込め等の対策済みのもの	0
③ ①のうち、飛散のおそれのないもの	1
④ ①のうち、飛散のおそれのあるもの	0
報告施設数のうち、アスベストの含有が不明で、継続して調査を要するもの	109

(8) 漁船

前回の公表(8月26日)以降、新たな健康被害に関する報告はない。

(9) 集材機運転等林業従事者のアスベストによる健康被害に関する報告はない。また、木材乾燥等施設については、飛散のおそれのある吹付けアスベスト等は確認されたとの報告はない。

2 結果を踏まえた対応策

吹付けアスベスト等が露出している建築物の所有者等に対し、除去、封じ込め等の対策の実施及び労働安全衛生法等の関連法令の遵守について引き続き指導を徹底。調査未了の施設についても、結果が判明次第、調査結果を取りまとめ、適宜公表。今後も引き続き関係府省等と連携を図りつつ、適切に対応。

吹付けアスベスト等の有無の確認方法について（参考資料）

- ・次の（１）又は（２）の方法により、吹付けアスベスト等（吹付けアスベスト及びアスベストを含有する吹付けロックウール）の有無を確認してください
- ・吹付けアスベスト等の特徴、施工時期、構造等による吹付けアスベスト等の有無の判定の目安については、「吹付けアスベスト等の特徴等」を参照してください

（１）設計図書等による確認

- ・設計図書、過去の調査記録により、吹付けアスベスト等の有無を確認してください（アスベストは「石綿」、ロックウールは「岩綿」と記載されている場合もあります）
- ・また、改修履歴等により、吹付けアスベスト等の除去、又は封じ込め、囲い込み等の対策が行われているかどうかを確認してください

（２）目視等による確認

- ・目視、針により容易に貫通するか否か等により、吹付けアスベスト等の有無を確認してください

《参考》分析調査による確認方法について

- ・目視等により吹付けアスベスト等かどうかを判定しきれない場合、建材を採取し、分析調査を行う方法があります
- ・分析の方法としては、位相差顕微鏡法を使用した分散染色分析法、電子顕微鏡法、X線回折法があり、厚生労働省により次の方法が定められています

- ・建材中の石綿含有率の分析方法について
(平成17年6月22日基安化発第0622001号)

- ・また、分析機関等については、次のホームページをご参照ください

- ・社団法人 日本作業環境測定協会 <http://www.jawe.or.jp/>

国 総 建 第 90 号

国 総 振 第 65 号

国 住 生 第 114 号

平成17年7月14日

- (社) 日本建設業団体連合会会長 殿
- (社) 日本土木工業協会会長 殿
- (社) 建築業協会会長 殿
- (社) 全国建設業協会会長 殿
- (社) 日本建設業経営協会会長 殿
- (社) 全国中小建設業協会会長 殿
- (社) 住宅生産団体連合会会長 殿
- (社) 全国解体工事業団体連合会会長 殿

国土交通省総合政策局建設業課長

国土交通省総合政策局建設振興課長

国土交通省住宅局住宅生産課長

建設工事を実施する上での石綿の取扱について

最近、石綿を取り扱う企業の従業員等に、石綿による健康障害が発生していることが明らかにされ、社会的な問題になっているところです。

建設工事を実施するに当たっての石綿の取扱については、「大気汚染防止法」（昭和四十三年六月十日法律第九十七号）、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和四十五年十二月二十五日法律第百三十七号）、「労働安全衛生法」（昭和四十七年六月八日法律第五十七号）、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成十二年五月三十一日法律第百四号）等の関係法令により規定されているところです。

貴団体におかれては、建設工事における石綿による健康障害防止等を一層推進するため、上記関係法令の遵守により石綿の適正な取扱に万全を期すよう、傘下会員に対して周知徹底方御協力お願い申し上げます。

(お知らせ)

建設業におけるアスベスト被害の実態把握について

平成17年8月26日(金)
総合政策局建設業課
★課長補佐 中山 義章(内線24743)
総合政策局建設振興課
企画係長 二宮 知子(内線24824)
住宅局住宅生産課
課長補佐 武井 利行(内線39454)

建設業におけるアスベスト被害については、かねてから厚生労働省や建設業団体と連絡をとり、把握に努めてきたところです。

建設業における実態調査は困難が予想されるところではありますが、これまでに厚生労働省から公開された、石綿ばく露作業に係る労災認定事業場のリストを活用して被災者の業種等を把握し、本日アスベストに暴露する可能性があると思われる業種の業団体に対して、アスベスト被害の実態把握を行うよう依頼しました。

1. 発出先

- (社) 日本建設業団体連合会
- (社) 日本土木工業協会
- (社) 建築業協会
- (社) 全国建設業協会
- (社) 全国解体工事業団体連合会
- (社) 全国中小建設業協会
- (社) 建設産業専門団体連合会
- (社) 住宅生産団体連合会
- (社) 日本空調衛生工事業協会
- (社) 日本電設工事協会

2. 調査内容

- ・各団体会員企業の石綿の取扱状況及び従業員の接触機会
- ・各団体会員企業の職員・退職者及びその家族の状況

3. 提出期限

- ・10月17日(月)

(資料)

- ・建設業における石綿による健康被害の状況に関する調査の実施について(依頼)

石綿（アスベスト）問題に対する政府の対応

これまでの政府の対応

関係省庁会議の設置（7月1日）、関係省庁会議で当面の総合対策を取りまとめ、直ちに着手（7月11日）
関係閣僚による会合において「当面の対応」をとりまとめる（7月29日策定、8月26日、9月29日改訂）

被害の拡大防止

- 建築物等の解体時の飛散予防措置
- 製造・新規使用等の早期の全面禁止 等

法令遵守の徹底を通知

国民の不安への対応

- 健康被害の状況の国民への情報提供
- 健康相談窓口の開設 等

過去の被害への対応

- 労災補償制度等の周知
- 労災補償を受けずに死亡した労働者、家族、周辺住民の被害への対応
 - ・救済のための新たな法的措置を講ずる
 - ①石綿を原因とする中皮腫及び肺がんに罹患した者及びその遺族について、医療費、遺族一時金等を支給
 - ②労災補償を受けずに死亡した労働者について、労災補償に準じた措置
 - ・次期通常国会への法案提出に向けて、給付水準、費用負担等の具体的内容について引き続き検討する

過去の対応の検証

- 政府の過去の対応について検証を行い、とりまとめ公表
- 国際条約による規制の動向等について情報交換を行う「人体に影響のある化学物質に関する関係省庁連絡会議」の早期設置

実態把握の強化

- 建築物の吹付けアスベストの使用実態調査

民間建築物、公共住宅、
官庁施設等の調査を実施

国土交通省の石綿（アスベスト）問題に対する対応

被害の拡大防止

- (1) 建築物の解体現場等における措置
- 建設業等における関係法令の遵守を徹底
 - 都道府県を通じて、解体工事を行う者へアスベストの取扱について注意喚起を実施

(2) 既存建築物等における措置

- ・ 社会資本整備審議会にアスベスト対策部会を設置し、下記について、早期に検討。
 - 建築基準法令におけるアスベスト建材の規制のあり方
 - 小規模建築物等の調査・対策の方針 等
- ・ 不特定多数の者が利用する既存の民間建築物のアスベスト対策に関する支援を要求

(3) 建設業者への法令遵守をより一層徹底するため建設業界における行動計画の作成

(4) アスベストの適正処理費用の情報提供

国民の不安への対応

○ 国民への積極的な情報提供

- ・ 健康被害等の調査結果については、運輸関連企業（造船業など）、建設業について公表。
- ・ 不動産関係団体を通じ、不動産業者に対し購入者への情報提供を指導

過去の被害への対応

- (1) 関係業界に対し、労災補償制度、健康管理手帳制度等の周知を実施。
- (2) 船員だった人への対応として、アスベストによる疾病に関する「船員保険の職務上の給付」の周知徹底、健康管理制度（無料健康診断を含む）を導入。

実態把握の強化

- 民間建築物、公共住宅、国の機関の建築物における吹付けアスベストの使用実態等について、調査結果を公表

国土交通省アスベスト対策推進本部の設置（平成17年11月8日）

アスベスト対策関係予算要求一覧※1

○ 今後の被害を拡大しないための対応

(1) 建築物の解体時等の飛散予防の徹底

担当府省	予算事項名	予算要求額※2 (単位百万円)	施策の概要
厚生労働省	建築物の解体時等の飛散防止の徹底	749(280)	石綿ばく露防止マニュアル等に基づく説明会の開催、事業主団体によるパトロール等の実施。解体工事現場等に対する監督指導の実施。
国土交通省	施設特別整備	14,378の内数 (0)	既存官庁施設の未対策のアスベスト含有吹付けについて、現在行っている使用実態調査の結果等を踏まえ、対策を行う。
	優良建築物等整備事業	5,600の内数 (0)	不特定多数の者が利用する既存の建築物について、アスベストの除去費用等について補助を行う。
国土交通省 環境省 経済産業省 厚生労働省	財政投融资(日本政策投資銀行、中小企業金融公庫、国民生活金融公庫)	環境・エネルギー・防災・福祉対策枠320,000の内数(0) (日本政策投資銀行) 1,475,000の内数(0) (中小企業金融公庫) 普通貸付(特別貸付) 790,000の内数(0) + 生活衛生資金貸付 200,000の内数(0) (国民生活金融公庫)	既存建築物に使用されているアスベストの除去費用等について融資を行う。
環境省	建築物の解体時等の飛散予防の徹底・アスベスト製品製造事業所周辺地域等における大気中アスベスト濃度の実測調査(アスベスト対策調査)	48(13)	アスベストの飛散防止のため、測定技術者の育成事業・建築物解体時の石綿飛散防止マニュアルの検討・建築物解体現場を中心とした大気環境モニタリングを行う。
	建築物の解体時等の飛散予防の徹底(アスベスト廃棄物適正処理方策検討調査)	22(0)	アスベスト廃棄物の処理技術を調査し、アスベスト廃棄物の飛散性に応じた最適な処理方策の確立を行う。
	建築物の解体時等の飛散予防の徹底(飛散抑制対策に)	200(0)	アスベスト飛散抑制対策に資する技術の研究・開発費用の支援。

	資する技術開発の 支援（競争的資金）		
農林水産省	建築物の解体時等 の飛散予防の徹底	1, 019 (0)	石綿を含有する製品の利用実態調 査、点検、診断等。

（２）製造・新規使用等の早期の全面禁止

担当府省	予算事項名	予算要求額※ ₂ (単位百万円)	施策の概要
厚生労働省	製造・新規使用等の 早期の全面禁止	28 (22)	石綿含有製品の製造等の全面禁止 に向け、専門家検討会を開催。
経済産業省	アスベスト代替化 促進のための実証 事業等	240 (0)	実使用環境に対応したアスベスト 代替製品の安全性・信頼性に係る実 証実験に対する支援や安全性・信頼 性の高いアスベスト含有製品の除 去及び処理を確立するための調査 を行う。

（３）学校等におけるアスベストばく露防止対策

文部科学省 ※ ₃	国立大学法人 施設整備費補助金 等	90, 396の内数 (90, 070の内数)	国立大学施設等のアスベスト除去 等対策工事に対して補助。
	公立文教施設整備 費（沖縄分を除く）	126, 988の内数 (122, 104の内数)	公立学校施設等のアスベスト除去 等対策工事に対して補助。
	私立学校施設整備 費補助金（私立学校 教育研究装置等施 設整備費補助）	17, 734の内数 (16, 227の内数)	私立高等学校等のアスベスト除去 等対策工事に対して補助。
	国宝重要文化財等 保存整備費補助金	720の内数 (720の内数)	重要文化財等を適正に保管するた めなどに必要な施設のアスベスト 除去等対策工事に対して補助。

（４）その他

厚生労働省	アスベスト問題に 関する行政体制等 の整備	517 (186)	監督官等の増員及び石綿障害防止 総合相談員（仮称）の設置等。
	水道施設整備費補 助のうち、水道管路 の近代化を推進す る事業	5, 238の内数 (3, 922の内数)	飛散予防対策を徹底しつつ老朽度 の高い石綿セメント管等を更新。
防衛施設庁	石綿障害健康診断	7 (31の内数) ※ ₄	駐留軍等労働者の石綿取扱い従事 者に対する健康診断を行う。
	民生安定助成事業 (防音助成)	4 (1)	周辺対策補助事業（防音工事）によ り吹付けアスベストを使用した施 設について施設の設置者から補助 申請があったアスベスト処理に対 し助成する。

○ 過去の被害に対する対応

(1) 労災補償制度等の周知徹底等

担当府省	予算事項名	予算要求額※ ₂ (単位百万円)	施策の概要
厚生労働省	健康管理手帳制度等の周知	325 (9)	健康診断の受診の呼びかけ、健康管理手帳の交付要件の見直し等の実施。労災補償制度の周知徹底、診断技術研修の実施。
	船員であった者に対する健康管理制度(無料健康診断を含む)の導入	5 (0)	健康管理手帳の交付及び手帳所持者に対する無料健康診断の実施。

(2) 労災補償を受けずに死亡した労働者、家族及び周辺住民の被害への対応

厚生労働省、環境省(検討中)	過去の被害に対する対応(アスベスト問題への緊急対応に必要な経費)	事項要求 (0)	アスベストによる健康被害について、「労災補償を受けずに死亡した労働者、家族及び周辺住民」を隙間なく救済する。
----------------	----------------------------------	------------	--

(3) その他

環境省	過去の被害に対する対応(一般環境経路によるアスベスト暴露の健康影響調査)	30 (0)	一般環境経路によるアスベスト暴露の可能性の高い地域において、工場等の周辺住民の被害の実態を調査・把握する。
-----	--------------------------------------	----------	---

○ 実態把握の強化

(1) アスベスト製品製造事業所周辺地域等における大気中アスベスト濃度の実測調査

環境省	建築物の解体時等の飛散予防の徹底・アスベスト製品製造事業所周辺地域等における大気中アスベスト濃度の実測調査(アスベスト対策調査) (再掲)	48(13)	アスベストの飛散防止のため、測定技術者の育成事業・建築物解体時の石綿飛散防止マニュアルの検討・建築物解体現場を中心とした大気環境モニタリングを行う。
-----	--	--------	--

※1 平成18年度予算要求額(一部は財政投融资)。

※2 括弧内は前年度予算額。

※3 地方自治体等が速やかにアスベスト対策を行えるよう、引き続き実態調査に取り組み、これを踏まえたアスベスト対策工事に必要な措置が速やかに講じられるよう検討中。

※4 予算要求額7百万円は、平成17年7月1日から施行された石綿障害予防規則に基づくもの。
平成17年度以前の石綿障害健康診断は、特定化学物質等障害予防規則に基づく健康診断費の中で実施。

住宅・建築物等におけるアスベスト関係事項

	非住宅（事務所・工場）	住宅	工場、解体工事現場等の周辺	環境大気中
建材の輸入	【労働安全衛生法第55条・同施行令第16条・厚労省】 ・ 原則、輸入、製造等の禁止。 ・ 石綿含有建材（吹付け、成型品）は1％以下に規制。（憲法的には混入していない。） 【労働安全衛生法・告示S63第79号作業環境評価基準・厚労省】 ・ 作業環境の管理濃度150本／L ※L：リットル	【大気汚染防止法第18条の5・施行規則第16条の2】 ・ 特定粉じん発生施設（929施設（H15））は敷地境界で10本／L以内に規制。		
製造段階				
建材の取引段階	【特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律第14条・経産省】 ・ 石綿は特定第1種指定化学物質に位置づけられ、含有質量0.1％以上である製品は、取引に際し、製品安全データシート（MSDS）の作成提供等が義務づけ。 ・ （※建材中のアスベスト含有率の測定方法について、JIS化に向けて検討中。）			
建材の使用	【労働安全衛生法第55条・同施行令第16条・厚労省】 ・ アスベスト含有建材は使用等が禁止。 【建築基準法改正（案）】 ○ アスベスト含有建材の規制の導入を検討 ・ 吹付けアスベスト等を規制する（労働安全衛生法令で、原則、新規使用は規制されており、新規使用段階での規制効果は無いが、規制対象とすることで、既存建築物について飛散のおそれのある場合等の警告・命令、報告聴取等の法的根拠となる。建材の規制範囲は、飛散危険性等の調査研究を踏まえ検討。）	【大気汚染防止法では現在、建築現場は規制していない。（新たに含有建材が使用されることは無い。）		環境大気中の石綿モニタリング結果（H7）
住宅・建築物の取引段階等	【宅建業法・国土省（総合政策局）】 ・ 業界団体に對し不動産購入者への適切な情報提供等について指導。 【労働安全衛生法・石綿障害予防規則第10条】 ・ 事業者は、その労働者を就業させる建築物に吹付けられた石綿が暴露、劣化等により粉じんを飛散させ、労働者がばく露するおそれがあるときは、除去、封じ込め、囲い込み等の措置が必要。成型品は規制されていない。 【建築物における衛生的環境の確保に関する法律（「省法」・厚労省）】 ・ 石綿関係の規定は現時点では無い。 【建築基準法改正（案）】 ・ 吹付けアスベスト等を規制対象とすることで、既存建築物について、劣化して飛散するおそれがある場合等の警告・命令、報告聴取、定期報告・調査制度等の法的根拠とすることを検討。	【住宅の品質確保の促進に関する法律（政令、告示改正）】 ・ 居室の濃度測定結果、含有建材の有無等の表示を検討		石綿製品製造事業所等散在地域0.29本／L 道路沿線0.42本／L
維持管理段階		○労働安全衛生法では住宅は適用外 ○吹付けアスベスト等については、所有者等における除去、封じ込め等の措置をこれまで任意の行政指導。成型品については、これまで通常使用時の危険性の知見が無い。		住宅、商業、農業地域0.23本／L 全体平均0.34本／L
増改築段階	【労働安全衛生法・石綿則第7条】 ・ 増改築により解体する場合は、解体時の規制が適用。 【建築基準法改正（案）】 ・ 新規規制をすることで、増改築時に吹付けアスベスト等の除去等を義務付け。	（※解体する場合は解体工事として規制）		
除却・解体段階	【労働安全衛生法・石綿則第7条】 ・ 労働者に届出。吹付け、保温材、成型品等に於て、腐蝕等の措置、温湿化等の工法が求められる。 【建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第9条、施行令第2条、施行規則第2条・国土省（総政局）】 ・ 80m以上の解体工事等について、都道府県知事に届出。吹付け石綿等の調査を行い、事前に除去等を義務づけ。 【大気汚染防止法第18条の14・同規則第16条の4】 ・ 特定粉じん排出作業（解体、改造又は補修）（※延床面積500㎡以上の建築物で吹付け石綿が50㎡以上のものは、都道府県知事に届出。大気汚染の防止の観点から、隔離、集じん装置設置、温湿化等が求められる。 ・ 吹付け以外の建築物の解体への適用、延床面積要件の撤廃等を予定 ＜石綿に関する行動計画＞（社）日建連、（社）住国連などにおいて解体作業等に関する法令遵守の行動計画作成 ○建築行政における解体工事への対応については、他の3法令で届出等を課している状況を踏まえ、それら法令の遵守の徹底方策について検討。			【環境省】 阪神・淡路大震災後の能動測定 解体現場周辺で最大19.9本／L
（地震時の倒壊等）	【労働安全衛生法】【大気汚染防止法】 倒壊時は規制なし。（被災後の解体、がれき処理時は解体の規定が適用。） ○アスベストに係る地震時の応急危険度判定活動における対応の検討			
廃材処理段階	【廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条、第12条の2】 ・ 飛散性アスベスト→特別管理産業廃棄物（収集運搬、保管、埋処分の基準（管理型）） ・ 非飛散性アスベスト及び中間処理（溶融）された飛散性アスベスト→産業廃棄物→埋立（管理型・安定型）（※非飛散性アスベスト廃棄物の取り扱いに関する技術指針が策定済み。）			

※参照事項は主なもの。

アスベスト対策の主な経緯

	労働安全衛生法（労安法）等 他省庁・他部局の動き	住宅局の取り組み		その他の取り組み	官庁営繕部、厚生労働省、文部科学省 等の取り組み（建物調査等）	海外の動き
		建築基準法				
昭和46年 （1971年）	○労安法：特定化学物質等障害予防規則（特 化則）が制定 ・発散防止設備設置、作業環境測定等が規制	○乾式吹付け材に関し、耐火性能を満た す認定仕様の変更（アスベスト混入を 中止（業界自主規制に対応）） ○鉄骨の柱やはりに用いる吹付けアスベ ストを建築基準法の耐火構造の規定か ら削除（昭和62年） ※ アスベストの規制をではなく、耐 火性能を満たす仕様としての例示を 削除したもの。	・都道府県に対して建築物における吹き付けア スベストの実態調査及び指導を要請（昭和63 年） ・吹付けアスベストから粉じん飛散防止のため （財）日本建築センターの協力を得て技術指 針を策定し講習会を通じて普及啓発（昭和63 年） ・公共住宅の吹付けアスベスト対策徹底を通知 （昭和63年）		・国庁営繕部庁舎仕上げ標準（暫定修 正案）により、石綿吹きつけを取り やめ（昭和48年）	・ILO、WHO：アスベスト に発がん性があることが認め られた（昭和47年（1972年） 頃）
昭和50年 （1975年）	○特化則の改正：原則吹きつけ禁止(S50) （※5%を超える石綿含有建材を規制）					
昭和55年 （1980年）	○業界自主規制：乾式吹きつけの使用中止					
昭和62年 （1987年）	○業界自主規制：青石綿の使用中止				・文部省：国立、公立学校における吹 付けアスベストの調査（昭和62年） ・環境庁、厚生省、労働省が地方局等 に宛石綿の取扱の方針等を通知（昭 和61年から62年）（※建築物内の濃 度は、一般的に一般環境大気中濃度 とほぼ同程度であり、一般居住者に 対するリスクは極めて小さく、直ち に問題となるレベルではないこと、 飛散の可能性の高い劣化した吹付け 材等の対策を優先すべきこと等を通 知。） ・建設省所管予算の対象施設のうち対 策が必要な施設についてアスベスト 粉じん濃度等の調査の実施（昭和63 年）	
平成元年 （1989年）	○大気汚染防止法：敷地境界基準設定（H11） ・空気1立方あたり繊維10本 ○業界自主規制：湿式吹きつけの使用中止					・ILO：石綿条約採択（昭和 61年（1986年））（青石綿の 原則使用禁止等）（※日本は 平成17年8月に批准。内容 的には批准前に対前済み。） ・WHO：「世界の都市部の 石綿濃度は1本〜10本/炭で あるが危険は低いと思われ る」と発表（1986年）
平成3年 （1991年）	○廃棄物処理法：廃吹きつけ石綿が特別管理 産業廃棄物に指定（H4） ・運搬、管理、埋立に特別な規制					・米EPA（環境省）：1997年 までに段階的にほとんどの石 綿含有製品の製造使用等禁止 規制が導入（1989年） ・米連邦高裁：EPA規制を無 効と判決（1991年） ・米EPA：対象品目を限って 改めて規制（1992年） ・EU（平成5年（1993年） において青石綿、茶石綿の製造、 輸入、使用等の禁止 を公表（1999年） ・吹きつけ（1%超含有）、一 部の含有製品の禁止。 ・EU：アスベストを2005年 までに原則全面禁止を決定 （1999年）
平成7年 （1995年）	○労安法：青石綿、茶石綿（有害性の高い石 綿）を含有する製品の製造、使用等禁止(H7)					
平成12年 （2000年）	○特定化学物質の環境への排出量の把握等及 び管理の改善の促進に関する法律（化管法） ・原則0.1%以上石綿含有製品の譲渡・提 供時にデータシートの提供義務(MSDS)					
平成16年 （2004年）	○労安法：白石綿など有害性の低い石綿の含 有量1%超の一定の製品（建材等）の製造 等の禁止	○石綿スレート等を建築基準法の耐火構 造の例示から削除（H16） ※耐火性能があれば、基準法上は認定 で使用可能だが労安法により使用禁止	・解体工事等について（社）住宅生産団体連合 会において「低層住宅石綿取扱ガイド」を作 成（6月） ・都道府県に対し民間建築物（昭和55年築ま で）及び公共住宅における吹付けアスベスト の実態調査、指導を要請（9/29中間報告） ・解体工事等における適切な取り扱いを関係団 体を通じ指導徹底を要請（7月） ・従業員等における適切な健康被害防止対策を 関係団体を通じ指導徹底を要請（7月） ・民間建築物における実態調査について追加調 査（平成元年築までの吹きつけ）を実施（10 月下旬報告予定）、その後も調査を継続。 ・建設業におけるアスベスト被害の実態把握を 関係団体に依頼（8月） ・（社）住居連、（財）建築センターにおいて 通常時、解体時等の測定調査等実施予定			
平成17年 （2005年）	○労安法：特化則から分離し石綿障害予防規 則（石綿則）施行（7月） ・吹きつけ石綿のある事業所については、 封じ込め等の措置を事業者者に義務づけ	○社会資本整備審議会にアスベスト対策 部会を設置し、建築基準法によるア スベスト建材の規制のあり方等につ いて検討を開始（H17、9月）				
平成20年 （2008年）	○化管法：MSDS制度であいまいに運用され ていた0.1%規制について徹底を検討。	○基準法による規制、品確法による表示 等の制度改正の方向、今後の調査方針 等を検討（第2回アスベスト部会）。			・学校施設、病院、社会福祉施設、そ の他公共建築物において吹付けアス ベスト使用実態調査の実施（7、8 月（中間締切9月、11月までに調 査結果を公表）） （※文部科学省、厚生労働省は、平成 8年築までの吹きつけ等を対象に調 査。）	